

農林水産物・食品の輸出の促進に関する 令和 8 年度予算概算決定

- ・農林水産省輸出関係予算 1～66
- ・農林水産物・食品輸出本部関係省庁予算 67～84

農林水産物・食品輸出本部

令和8年度当初予算の概算決定の概要（輸出関連予算）

農林水産物・食品の輸出促進

1

【輸出向け供給力の強化】

・グローバル産地づくり推進事業	2
大規模輸出産地モデル形成等支援事業	3
コミュニティ形成等支援事業	4
日本発の水産エコラベル普及推進事業	5
規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業	6
JAS等の国際標準化による輸出力強化委託事業	7
農林水産物・食品輸出関連金融支援事業	8
・食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	9
・共同利用施設の整備支援	10
強い農業づくり総合支援交付金	11
新基本計画実装・農業構造転換支援事業	12
・果樹農業生産力増強総合対策	13
・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進	14
・加工・業務用野菜の国産シェア奪還	15
・食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業	16
・地域の持続的な食料システム確立推進支援事業	17
・養殖業成長産業化推進事業	18
・みどりの食料システム戦略推進総合対策	19
グリーンな生産体系加速化事業	20
有機農業拠点創出・拡大加速化事業	21
・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業	22
・担い手への農業用機械・施設の導入	23
・農業農村整備事業＜公共＞	24
・農地耕作条件改善事業	25
・大区画化等加速化支援事業	26
・畑作等促進整備事業	27
・戦略的農林水産研究推進事業	28
輸出拡大研究	29
日本と木材輸出相手国の樹木を外来病害虫から護る	
複合リスク緩和手法の開発	30
ホタテガイ等の麻痺性貝毒検査における機器分析導入に向けた	
標準物質製造技術の開発	31

【海外需要の拡大】

・品目団体等輸出力強化支援事業	32
・新市場開拓推進事業	33
日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業	34
・ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業	35
・食産業の戦略的海外展開支援事業	36
・食品関連事業者の海外展開に向けた投資可能性調査支援事業	37
・中南米日系農業者等との連携強化・ビジネス創出事業	38
・植物品種等海外流出防止総合対策・活用推進事業	39
・農業知的財産保護・活用総合支援事業	40
・ブランド・GI推進事業	41
・植物新品種のグローバルな保護・活用の環境整備支援事業	42
・輸出環境整備推進事業	43
輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集等事業	44
自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業	45
農畜水産モニタリング検査支援事業	46
輸出先国規制対応支援事業	47
国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業	48
EU等向け輸出水産食品取扱施設の認定・監視事業	49
生産海域の指定等に向けた基礎データの収集事業	50
輸出事業者登録推進事業	51
・米穀周年供給・需要拡大支援事業	52
米・米加工品輸出拡大事業	53
・加工食品の国際標準化事業	54
・有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業	55
・輸出植物検疫に係るエビデンスの構築等事業	56
・木材等の付加価値向上・需要拡大対策のうち	
木材需要の創出・輸出力強化対策	57
・インバウンドによる食関連消費拡大	58
・インバウンド食関連消費拡大推進事業	59
インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大支援モデル事業	60
インバウンド地方誘客・食関連消費拡大促進事業	61
・【再掲】新市場開拓推進事業	62

令和8年度当初予算の概算決定の概要（輸出関連予算）

・【再掲】 ブランド・GI推進事業	63
・地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）	64
・海業振興支援事業	65

輸出サプライチェーンの構築

・サプライチェーン連結強化プロジェクト事業	66
-----------------------	----

<対策のポイント>
農林水産物・食品の輸出拡大の加速化に向け、安定的・継続的に必要なロットを供給できる輸出産地を育成し、輸出拡大余地の大きい現地系商流を獲得するための取組等を支援します。

<政策目標>
農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

< 事業の全体像 >

輸出向け供給力の強化（輸出産地の育成等）	海外需要の拡大（現地商流の獲得等）
○輸出産地の育成、輸出事業者の掘り起こし ・輸出先の規制等に対応した生産・流通体系への転換やGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の活動による輸出産地・事業者の取組等を支援 6億円（前年度6億円）〔R7補正23億円〕 ○輸出のための加工・製造等施設整備、設備投資の支援 ・輸出向けHACCP等の認定・認証取得に必要な施設・機器の整備等を支援 1億円（前年度1億円）〔R7補正60億円〕 ・畜産物の輸出拡大に必要な施設の整備等を支援 17億円（前年度12億円）の内数〔R7補正167億円の内数〕 ・食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携した、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援 48億円（前年度48億円）〔R7補正80億円の内数〕 （参考）令和7年度補正予算でのその他関連予算 ・コールドチェーンに対応した卸売市場の整備を支援 〔R7補正78億円の内数〕 ・輸出先の規制等に対応した衛生管理体制の構築や養殖拠点の形成に向けた漁港施設の整備等を支援 〔R7補正48億円〕	○戦略的な輸出商流の獲得 ・輸出上の業界課題の解決や新たな輸出先の開拓等、品目団体がオールジャパンで行う取組を支援 ・重要市場への輸出商流の維持・拡大を図るために事業者が行うプロモーション等の取組を支援 14億円（前年度8億円）〔R7補正55億円〕 ○海外での輸出支援体制の確立 ・主要な輸出先国・地域における輸出支援プラットフォームを通じた現地系商流の開拓、海外展開に資するアドバイザーによる支援等を通じて輸出支援体制を強化 6億円（前年度2億円）〔R7補正21億円〕 ○新たな市場や商流の開拓 ・ジェトロによる新規商流構築、JFOODOによる戦略的プロモーション等を支援 ・インバウンドを起点とした日本産食品の輸出拡大を支援 ・食品関連事業者の海外展開に向けた取組を支援 18億円（前年度16億円）〔R7補正21億円〕 ○知的財産の保護・活用 ・海外における我が国優良品種等の流出防止や模倣被害の防止のため、海外での育成者権の取得や侵害への対策等を支援 5億円（前年度4億円）〔R7補正11億円の内数〕 ○輸出先国・地域の規制対応 ・規制等の調査・分析、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、農畜水産物モニタリング検査、輸出先国検査官の招へい等を支援 12億円（前年度13億円）〔R7補正11億円の内数〕

輸出サプライチェーンの構築		
・国内の生産者と海外の販売事業者、両者をつなぐ商社等で構成されるコンソーシアムが行う、国内外一気通貫の実証を支援	3億円（前年度1億円）〔R7補正25億円〕	

農林水産物・食品の輸出促進のうち
グローバル産地づくり推進事業

令和8年度予算概算決定額 550百万円（前年度 592百万円）
〔令和7年度補正予算額 2,308百万円〕

＜対策のポイント＞

国内の生産基盤の強化や食料の安定供給体制の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた大規模輸出産地の形成等を支援するほか、GFPを活用した伴走支援、交流イベントの開催等を支援します。また、品目等の課題に応じた取組支援を行います。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

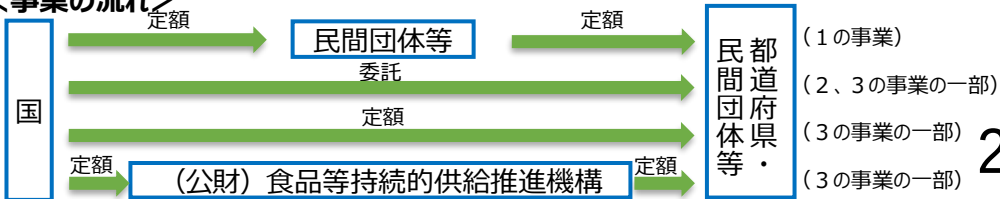
1. 大規模輸出産地モデル形成等支援 346百万円（前年度 346百万円）
輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、地域の関係者が一体となって輸出の推進体制を組織化する取組を支援します。また、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系への転換に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を複数年にわたり総合的に支援します。

※「フラッグシップ輸出産地」が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援。

2. GFPを活用した伴走支援、交流イベント開催等支援 136百万円（前年度 143百万円）
輸出産地等の裾野を広げるため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した産地・事業者への輸出診断や商流構築など輸出熟度や規模に応じた伴走支援等を実施するとともに、輸出に取り組む事業者の結束を強化するチーム作りのための交流イベントを開催します。

3. 品目等の課題に応じた取組支援 68百万円（前年度 104百万円）
事業者の輸出リスクに対応するため、（株）日本公庫からの融資に係る金利負担を軽減します。また、輸出拡大に向け、日本発の水産エコラベルの普及やJAS等の国際標準化、加工食品に係る日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【大規模輸出産地モデル形成等支援】

生産・流通体系の転換を通じ、
海外の規制・ニーズに対応する大規模な輸出産地のモデルを構築



遊休農地等の活用による
輸出向け生産の拡大



産地リーダー等による
輸出向けロットの確保



付加価値の高い有機農産
物等の生産・輸出の拡大

【輸出産地等の裾野を広げるための伴走支援】

伴走支援



（圃場の視察）

GFP交流イベント



（GFP超会議の様子）

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2398）

<対策のポイント>

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者で組織する輸出推進体制の下**、海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体系への転換**を通じた**輸出産地のモデル形成等**を複数年にわたり総合的に支援します。

<事業目標>

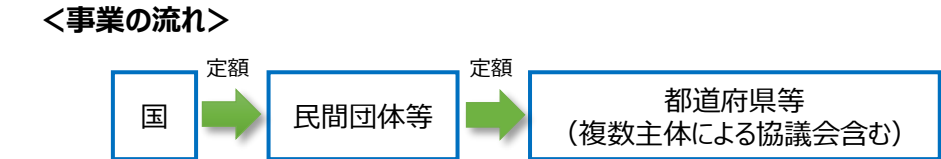
農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援

- ①**地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化**
都道府県やJA系統等が主導して輸出の課題に取り組むため、地域の関係者が参画する輸出推進体制の組織化や輸出支援プラットフォーム等との連携に係る取組を支援します。
- ②**大規模輸出産地のモデル形成**
①の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した輸出向け生産への転換及び、輸送コスト低減や混載等を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、**大規模輸出産地のモデル形成を支援します。**
※「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援します。
- ③**プロジェクトの管理、成果の調査分析・横展開**
民間団体等による、プロジェクトの管理や遂行のサポート、プロジェクト成果の調査分析・他地域への横展開などの取組を支援します。



【大規模輸出産地モデル形成等支援】



グローバル産地づくり推進事業のうち コミュニティ形成等支援事業

令和8年度予算概算決定額 136百万円（前年度 143百万円）
〔令和7年度補正予算額 200百万円〕

<対策のポイント>

輸出産地等の裾野を広げ、海外市場に繋げるため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した**伴走支援、交流イベントの開催等の実施、加工食品の輸出強化**等を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. GFPの活動取組の強化

76百万円（前年度90百万円）

地域の「稼ぎ」や人材の呼び込み等、地方創生につながる輸出を推進するとともに、輸出産地等の裾野を広げ海外市場に繋げるため、GFPを活用した産地・事業者への輸出診断とそのフォローアップ、商流構築等、**多様化する輸出事業者のレベルに応じた伴走支援、交流イベントの開催等**を実施します。

<GFPとは>

Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称で、輸出意欲のある産地・事業者のコミュニティ形成等をオールジャパンで支援するプロジェクト

2. 加工食品の輸出強化

60百万円（前年度 53百万円）

加工食品の輸出拡大に向けて、輸出先国・地域の規制や市場状況、事例等の調査・分析を行い、賞味期限延長対応、代替食品添加物や包材、表示等の諸外国規制対応のほか、**具体的な商流構築、輸出有望食品や新たなマーケットの発掘、リスク等も考慮した輸出戦略等、課題解決に向けた取組**を品目横断的に支援します。

<事業の流れ>



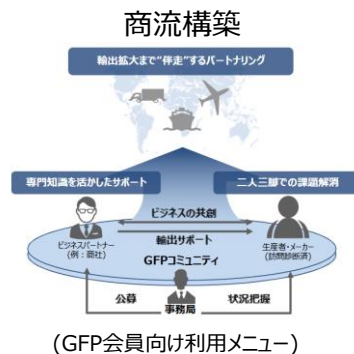
【お問い合わせ先】

4

（1の事業） 輸出・国際局輸出支援課（03-6738-7897）
（2の事業） 新事業・食品産業部食品製造課（03-6744-2068）

<事業イメージ>

【1. GFPの活動取組強化】 ～輸出産地等の裾野を広げるためのGFPコミュニティ形成等支援～



伴走支援



（圃場の視察）

【2.加工食品の輸出強化】

<加工食品部会>

輸出戦略

重点品目

食品添加物等
諸外国規制

有望食品や
マーケットの
発掘

（参加メンバー）
食品製造事業者、商社、
行政機関等

商流構築

賞味期限・
包材対応

＜対策のポイント＞

水産資源の持続的利用に対する国際的な関心の高まりへの対応や水産物輸出の増加を図るため、資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベルについて、我が国の実態に応じた日本発の水産エコラベル認証を普及するとともに、国際水準の水産エコラベル認証の活用を推進します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 国内における水産エコラベルの認証取得数の拡大（水産物全体で令和5年度末から1.5倍【令和12年度末まで】）

＜事業の内容＞

1. 国際的に通用する規格等の改訂に向けた取組

水産エコラベル認証の国際的な基準の維持に係る規格・ガイドライン等の策定・改訂を支援します。

2. 水産エコラベルの認知度向上に向けた取組

国際機関等への働きかけ、展示会の出展等による情報発信、商談会の開催、水産エコラベルの相互認証の推進のための取組を支援します。

3. 水産エコラベル認証取得の促進に向けた取組

認証審査体制の強化に係る認証審査員等向け研修会の開催を支援します。

【水産エコラベルが貼付された商品の例】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

国際水準の水産エコラベルの推進

- ・国際的な承認を維持するために必要な規格・ガイドライン等の策定・改訂



水産エコラベル認証の普及

認知度の向上

- ・国際機関等との連携
- ・展示会の出展等による情報発信
- ・商談会の開催
- ・水産エコラベルの相互認証の推進



認証取得の促進

- ・認証審査員の増加



水産物の輸出増加

グローバル産地づくり推進事業のうち
規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業

令和 8 年度予算概算決定額 19百万円（前年度 32百万円）

＜対策のポイント＞

加工食品の輸出の拡大に資する日本発の食品安全マネジメント規格の国際標準化の環境整備を支援します。
また、中小事業者等による国際標準の食品安全マネジメントの活用をサポートする人材育成の取組を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5 兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. JFS規格の国際標準化支援

- ① 日本発の食品安全マネジメント規格であるJFS規格の国際標準としてのステータスの維持・向上のため、規格承認機関であるGFSI（世界食品安全イニシアティブ）が主催する会議等における情報収集、GFSIが講じる新たな承認要件に対応する規格の検討・策定に必要な取組みを支援します。
- ② 食品の輸出事業者や食品行政関係者等に、国際標準であるJFS規格の認知度と理解の向上を図るためのセミナーの開催を支援します。
さらに、現地においてJFS規格のニーズの開拓及び規格認証へのアクセス向上を図るため、審査等を行う認証機関・人材の育成等を支援します。

2. JFS規格の活用拡大支援

輸出潜在力の高い国内の中小事業者の海外展開に資するJFS規格の活用を推進するために、食品安全マネジメントに関する知識等の事業者への定着・涵養に必要な人材を育成する研修会の開催を支援します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



<対策のポイント>
輸出拡大に向けた環境を整備するため、輸出実績の向上に貢献するJAS等の国際標準化や農業・食品産業分野における国際標準の活用に向けた体制整備等を推進します。

<事業目標>
農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. ISO及び諸外国の国際標準化状況調査 ISOや諸外国の国際標準化の状況や、新たにJASを制定すべき分野、ISO提案を行う分野について調査を実施し、新規JAS及び国際標準化の検討を行います。 2. 国際規格の制定等 JAS等の国際標準化に向け、国際標準化戦略の検討、技術的データの収集、関係者間の合意形成、海外との調整・調査等を実施します。 3. 国際標準化等にかかる専門人材の育成 民間企業等において、国際規格文書の作成・解釈や国際会議での交渉に精通した専門人材を育成するための高度な研修を実施します。 4. 国際規格認証に向けた体制整備 農業・食品産業分野における日本発の国際規格を輸出力の強化に結び付けるため、当該国際規格の普及・認証体制整備を行います。	○ 輸出実績の向上に貢献するJAS等の国際標準化や農業・食品産業分野における国際標準の活用に向けた体制整備等を推進 JAS等をベースとした国際標準化の推進 1. ISO及び諸外国の国際標準化状況調査 2. 国際規格の制定等 3. 国際標準化等にかかる専門人材の育成 国際標準化活動の 実践 国際標準の戦略的活用 4. 国際規格認証に向けた体制整備 農林水産物・食品の 輸出環境整備 ➤ 農林水産業・食品産業に国際標準化のノウハウ・経験を蓄積 ➤ 業界による積極的な国際標準化、国際規格の活用の促進

<事業の流れ>

国

委託

民間団体等

○ 民間の取引条件等の課題を解決
○ 輸出拡大に向け、規格に既に合致している我が国産品をそのまま市場に出せる環境を整備

<対策のポイント>

食品等事業者・農林水産事業者が農林水産物・食品の輸出拡大のために必要な事業に積極的に取り組みやすくなるよう、民間金融機関から融資を受けるときに必要な**保証料の負担**や、海外サプライチェーンを構築するために必要となる施設整備等に必要な融資を受けた場合の**金利負担を軽減**します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業（継続分） 3百万円

認定輸出事業計画に基づき、輸出事業に取り組む食品等事業者・農林水産事業者（ただし、中小企業者に限る。）に対し、以下内容により保証料を支援します。

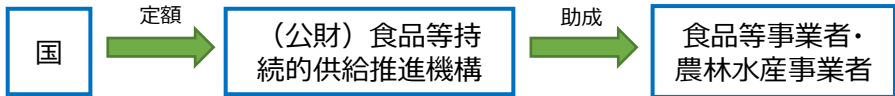
- ①対象：食品等事業者・農林水産事業者が、認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金の民間金融機関からの信用保証付き借入れ（ただし、輸出重点品目の取組に限定）
- ②措置内容：①にかかる信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会等に支払った保証料に関して、借入当初5年間分の保証料の1/2相当額を支援します。

2. 海外サプライチェーン構築を図る認定輸出事業者への金融支援事業

（新規分・継続分） 3百万円

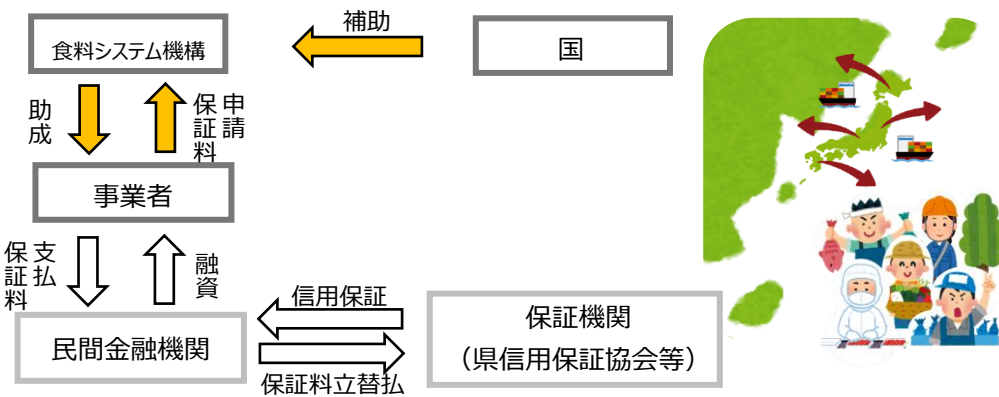
（株）日本政策金融公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金（海外においてサプライチェーンを構築するための施設の整備等に必要な資金）の融資を受け、認定輸出事業計画に基づき海外での活動を行う認定輸出事業者に対し、対象資金の金利負担を軽減します。（最大2%、最長5年間）

<事業の流れ>

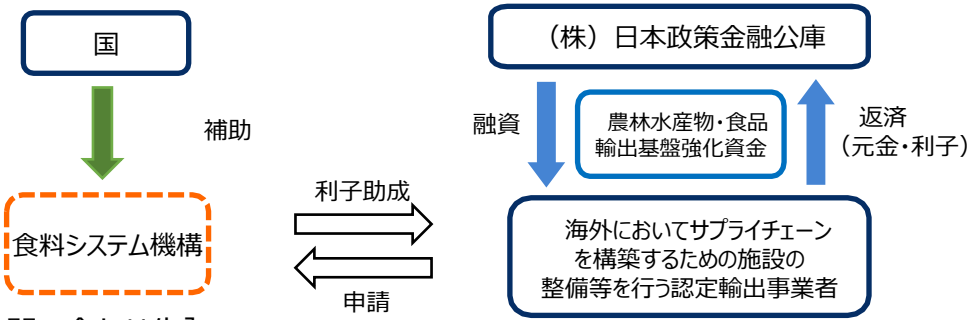


<事業イメージ>

【1. 農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業】



【2. 海外サプライチェーン構築を図る認定輸出事業者への金融支援事業】



【お問い合わせ先】

- 8 (1の事業) 輸出・国際局 輸出支援課 (03-3502-5593)
(2の事業) 輸出・国際局 海外需要開拓グループ (03-3502-8058)

農林水産物・食品の輸出促進のうち

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

令和8年度予算概算決定額 123百万円（前年度 123百万円）
〔令和7年度補正予算額 6,005百万円〕

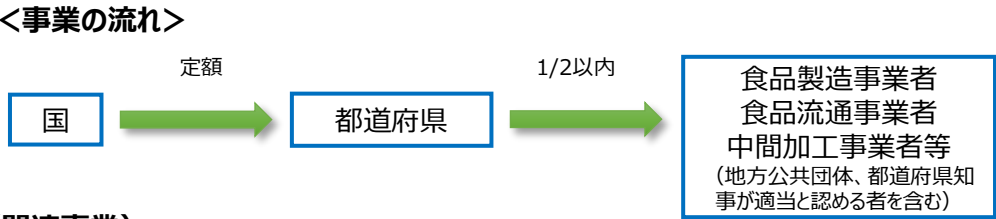
- ＜対策のポイント＞
食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。
- ＜事業目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

- 1. 施設等整備事業**
加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。
- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
 - ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
 - ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

- 2. 効果促進事業**
施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**を支援します。



- （関連事業）
食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業
1,731百万円（前年度 1,242百万円）の内数
- ① 食肉処理施設の再編及び輸出拡大に必要な施設の整備等を支援します。
 - ② 食肉処理施設や食鳥処理施設における収益力の強化を図るため、**付加価値の向上に資する高度な加工設備や省力化設備の整備等を支援**します。



施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修

厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入



〔お問い合わせ先〕 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2375）
畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）

＜対策のポイント＞

食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組、産地の収益力強化及び食品流通の合理化に必要な産地基幹施設や卸売市場施設の整備等を支援します。また、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

＜事業目標＞

- 業務用野菜の国産切替量（32万t〔令和12年度まで〕）
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕）等
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕

＜事業の内容＞

1. 強い農業づくり総合支援交付金 12,013百万円（前年度 11,952百万円）

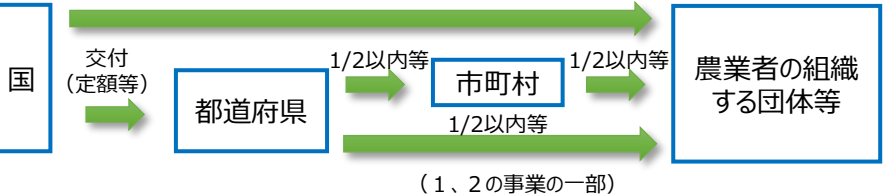
- ①食料システム構築支援タイプ
食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援します。
- ②産地基幹施設等支援タイプ
産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。
- ③卸売市場等支援タイプ
物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業 21,739百万円（前年度 8,000百万円）

- ①共同利用施設の再編集約・合理化
地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。
- ②再編集約・合理化の更なる加速化
①の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県等が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

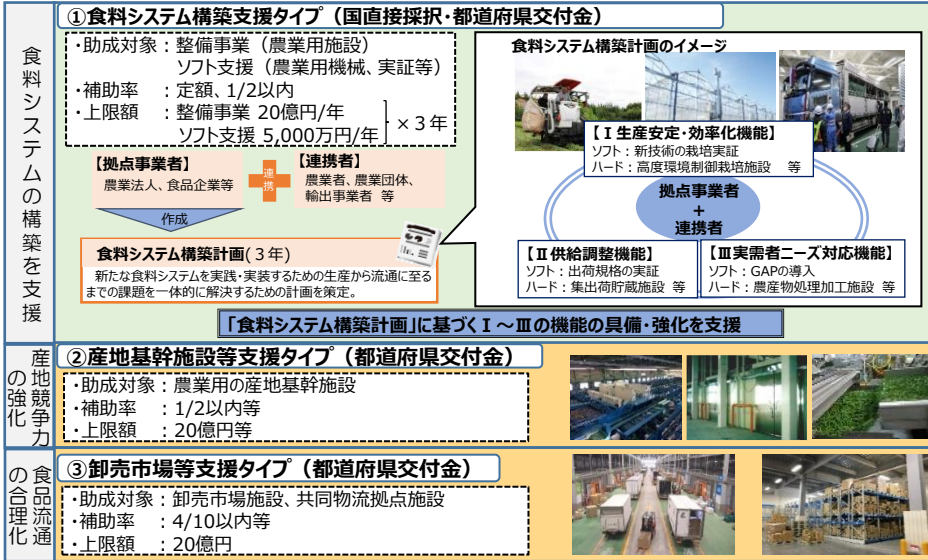
＜事業の流れ＞

定額、1/2以内（1、2の事業の一部）

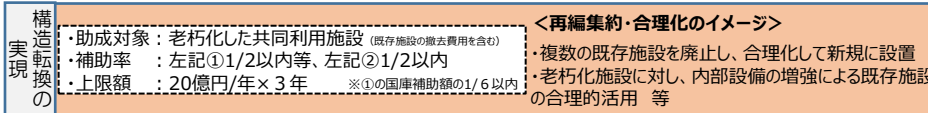


＜事業イメージ＞

1. 強い農業づくり総合支援交付金



2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業



【お問い合わせ先】

10の①②、2の事業） 農産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）
（1の③の事業） 新事業食品産業部食品流通課 （03-6744-2059）

＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援します。また、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。

＜事業目標＞

- 業務用野菜の国産切替量（32万t〔令和12年まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕）等

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、実需者とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設の再編等を支援します。

② 重点政策の推進

国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設の整備等を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

1 食料システム構築支援タイプ（国直接採択・都道府県交付金）

農業構造の転換を支援

食料システム構築計画のイメージ

①生産安定・効率化機能

②供給調整機能

③実需者ニーズ対応機能

「食料システム構築計画」に基づく①～③の機能の具備・強化を支援

2 産地基幹施設等支援タイプ（都道府県交付金）

産地競争力の強化

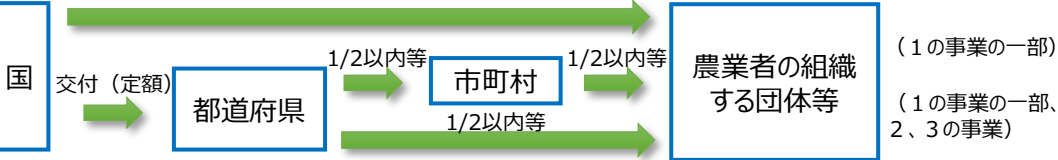
優先枠の設定

重点政策の推進

3 卸売市場等支援タイプ（都道府県交付金）

食品流通の合理化

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

- （1、2の事業） 農産局総務課生産推進室（03-3502-5945）
- （3の事業） 新事業食品産業部食品流通課（03-6744-2059）

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定された、**新たな「食料・農業・農村基本計画」**に基づき、**農業の構造転換**をしていくため、地域農業を支える老朽化した**共同利用施設の再編集約・合理化**に取り組む産地を支援します。

<事業目標>

共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を拡大

<事業の内容>

1. 共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の**共同利用施設の再編集約・合理化**を支援します。

<事業イメージ>

再編集約・合理化計画（3年以内）

産地で、再編集約・合理化に必要な事項（施設の統廃合・期間等）を定めた計画を作成

併せて、修繕・更新に係る積立計画を作成（要件）

2. 再編集約・合理化の更なる加速化

1の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、**都道府県等が当該取組の加速化に向けた支援**を行う場合、**その費用の一部を支援**します。

<再編集約・合理化のイメージ>

・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置

・老朽化施設に対し、内部設備の増強による既存施設の合理的活用

※ 補助上限額：20億円/年×3年

※ 既存施設の撤去費用を含む。

<事業の流れ>

国

1/2以内 → 都道府県 → 1/2以内 → 農業者の組織する団体等 (1の事業の一部)

1/2以内 → 農業者の組織する団体等 (1の事業の一部)

1/2以内 → 都道府県 → 定額 → 農業者の組織する団体等 (2の事業)

(1の国庫補助額の1/6以内等)

持続的生産強化対策事業のうち
果樹農業生産力増強総合対策

令和8年度予算概算決定額 5,556百万円（前年度 5,323百万円）

＜対策のポイント＞
国内外の需要に応えられていない果樹の生産基盤を強化するため、**省力的な樹園地への改植・新植、新たな担い手の確保・定着等**の取組を支援するほか、**産地の構造転換に向けたモデル実証**や**気候変動への適応対策等**の取組を支援します。

＜事業目標＞
果実の生産量の拡大（245万t〔令和5年度〕→256万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 省力的な樹園地への改植・新植等支援
省力樹形や優良品目・品種への改植・新植※と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に要する経費を支援します。また、**高温障害発生低減**に向けた**技術的対策の導入等**を支援します。※省力樹形等への改植・新植を優先的に支援。

2. 新たな担い手の確保・定着の促進支援
果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向け、**果樹型トレーニングファーム（TF）の整備**や、**運営に必要な技術指導・管理委託等**に要する経費を支援します。

3. 苗木供給力の強化、国産花粉の安定生産・供給体制整備への支援
省力的な苗木生産設備の整備や、**契約に基づく苗木生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入**、国産花粉の安定生産・供給に向けた取組を支援します。

4. 国産果実の流通加工への支援
慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の国産果実の**省力的生産・出荷の実証等**の取組を支援します。

＜事業イメージ＞

省力的な樹園地への改植・新植等

【改植（括弧内は新植）の支援単価の例】

品目	かんきつ	りんご
省力樹形栽培	111（108） 万円/10a （根域制限栽培）	73（71） 万円/10a （超高密植栽培）
慣行栽培	23（21） 万円/10a	17（15） 万円/10a
未収益期間対策	5.5万円/10a×4年分 ※ 幼木管理経費（品目共通）	

・「地域計画の目標地図に位置付けられた者（見込含む）が将来にわたって営農を行うことが確実な園地」の改植・新植を支援
・自園地を省力樹形に一斉改植し、成園までの間は代替園地で営農を継続する取組を支援（代替園地に対し、11.2万円×5年分＝56万円/10a）
・遮光ネットや土壌被覆資材、細霧冷房等の導入を支援（補助率1/2以内）
・マメコバチ増殖の環境整備を支援（補助率1/2以内）

新たな担い手の確保・定着の促進

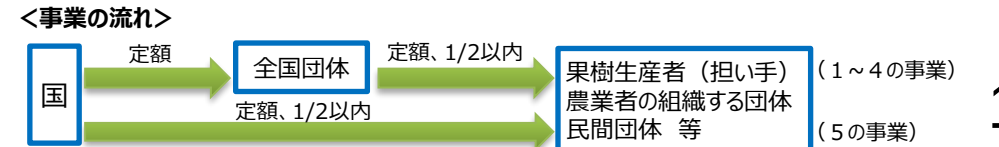
果樹型TF

・整備した園地で新規就農希望者の研修を行い、園地を研修終了後に継承

＜支援内容＞

- 果樹型TFの整備（改植、小規模園地整備等）
- 果樹型TFの管理（技術指導・管理委託等の経費）

5. 産地の構造転換に向けたモデル実証への支援
省力栽培技術の導入、産地と実需者の連携による労働力確保等により、**生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築**する取組を支援します。また、高温に対応した栽培体系への転換、高温適応性を有する品目・品種の導入等、産地ごとの課題に応じた**気候変動対応モデルを構築**する取組を支援します。



産地の構造転換に向けたモデル実証

生産供給体制モデル実証
・労働力の相互融通

・ニーズに応じた作業合理化
・加工や業務用果実の生産

気候変動対応モデル実証

＜品種構成の見直し＞

着色の良い品種 軟化しづらい品種

＜品目の見直し＞

栽培マニュアルの策定

【お問い合わせ先】
13 1～3、5の事業） 農産局果樹・茶グループ (03-3502-5957)
（4の事業） 園芸作物課 (03-3501-4096)

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

令和8年度予算概算決定額 1,150百万円（前年度 1,150百万円）

<対策のポイント>

茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

<事業目標>

- 茶の生産量の維持（7.5万t〔令和5年〕→7.5万t〔令和12年まで〕）
- 茶の輸出額の増加（364億円〔令和6年〕→810億円〔令和12年まで〕）
- 薬用作物の栽培面積の拡大（573ha〔令和4年〕→700ha〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 全国的な支援体制の整備

茶や薬用作物等の地域特産作物の生産性の向上や高品質化等を図るため、全国組織等による民間企業とのマッチング、機械・技術の改良、技術や経営の指導、需要拡大等を行うための取組を支援します。

2. 地域における取組の支援

改植や新植、有機栽培や輸出向け栽培等への転換、簡易な園地整備、実証ほの設置等を通じた生産体制の確立、栽培・衛生管理体制の構築、農業機械等の改良・リース導入、加工・調製作業の外部化、消費者・実需者ニーズの把握、実需者等と連携した商品開発、消費者等の理解促進等の取組を支援します。

また、茶生産の担い手・茶工場・茶関連産業等の実需者が一体となり、生産性向上、労働力確保、茶工場の省エネ化等の課題に対応する新たな大規模茶産地モデルを形成する取組を支援します（優先枠を設定）。

3. 甘味資源作物等の支援

でん粉原料用いもの適正生産技術等の実証、でん粉の品質向上や衛生管理の高度化に資する品質管理機器等の整備、作業受託組織・担い手の育成・強化に資する生産体制実証などさとうきびの持続的生産体制の構築に必要な取組、労働生産性向上を図る農業機械の導入等を支援します。

<事業の流れ>

国

定額、1/2以内等

民間団体等

<事業イメージ>

1. 全国的な支援体制の整備

全国組織等

マッチング

機械・技術の改良

技術・経営指導

需要拡大

2. 地域における取組の支援

① 生産体制の強化

茶の改植や有機転換等

実証ほの設置

抹茶原料等の生産に向けた栽培転換

栽培マニュアルの作成

② 需要の創出

協議会

生産性向上

労働力確保

省エネ化

ニーズ把握

商品開発

新形態の大規模茶産地モデル形成

加工・業務用野菜の国産シェア奪還

令和8年度予算概算決定額 338百万円（前年度 375百万円）
〔令和7年度補正予算額 200百万円〕

<対策のポイント>

加工・業務用野菜の国産シェア奪還に向け、生産者、中間事業者、実需者等が連携して行う、高温、渇水等の影響に対応できる生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等、実需者ニーズに対応した国内産地による周年安定供給を確立するための取組等を支援します。

<事業目標>

加工・業務用野菜の国産切替量（32万トン〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

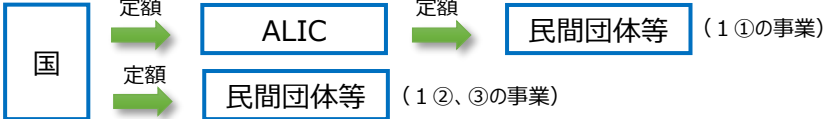
時代を拓く園芸産地づくり支援

- ① 国産野菜周年安定供給強化事業
加工適性の高い品種や大型コンテナの導入など生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等を支援します。（助成単価:15万円/10a（定額））
※高温、渇水等による被害や影響の回避・軽減のための取組を優先的に支援。
- ② 国産野菜供給体制づくり支援事業
生産者、実需者等を繋ぐマッチング等の全国的な取組に係る経費を支援します。
- ③ スマート施設園芸展開推進事業
施設園芸の生産性を高めるデータ駆動型栽培体系への転換に向けた事例収集、課題・ノウハウの整理、農業者への情報発信や人材育成等の取組を支援します。

〔関連事業〕国産青果物安定供給体制構築事業
〔令和7年度補正予算額 200百万円〕

- ① 国産野菜周年安定供給強化事業
加工適性の高い品種や大型コンテナの導入など生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等を支援します。（助成単価:15万円/10a（定額））
※高温、渇水等による被害や影響の回避・軽減のための取組を優先的に支援。
- ② 青果物流通合理化支援
サプライチェーンの連携強化に向けた生育予測・集出荷システム等の導入、連携、流通業者等の受入体制に合わせた出荷規格の見直し等の実証を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

安定的な生産・出荷に取り組む産地への支援

<生産・流通・販売方式の変革>



- 加工適性や高温耐性の高い品種の導入
- 農業用機械、大型コンテナの導入
- 予冷库の利用 等

<作柄安定技術の導入>



- 排水・保水対策
- 病害虫防除対策
- 地温安定対策 等

周年安定供給のための体制づくりへの支援

<マッチングイベントの開催>



- イベントに先立つ生産者・実需者のニーズ把握
- イベントと併せたセミナーや意見交換の実施

<マッチング後のフォローアップ>



- 取引手順、契約書類作成等に係る助言・指導

スマート施設園芸展開推進への支援

<事例収集>



- 施設園芸産地におけるデータ駆動型農業の手法・成果の収集、整理
- 大規模園芸施設等の全国実態調査の実施 等

<情報発信・人材育成>



- シンポジウム開催等による優良事例等の発信
- データ駆動型農業への転換に取り組む指導者育成研修の実施 等

実需者ニーズに対応した国内産地による周年安定供給を確立

＜対策のポイント＞
食肉等の流通構造の高度化、食肉の生産基盤の強化及び輸出拡大を図るため、食肉処理施設の再編等や機能高度化、家畜市場の再編や運営の効率化に必要な取組や整備等を支援します。

＜事業目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

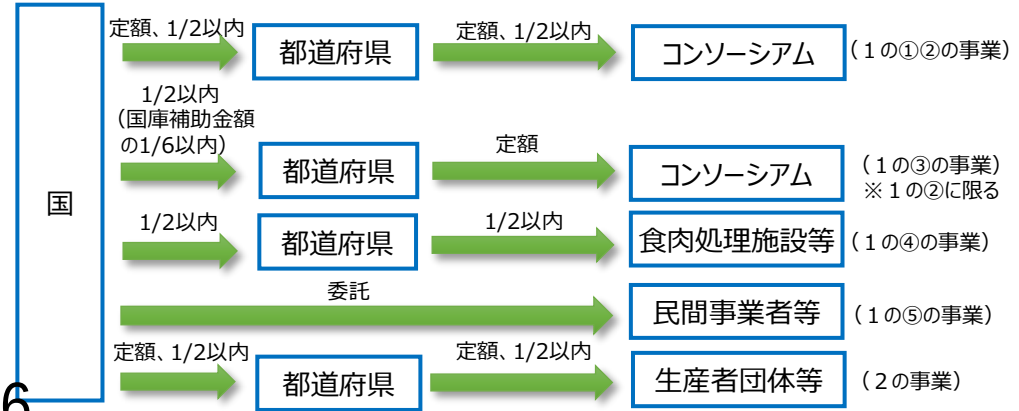
1. 食肉の流通体制の強化

- ①食肉流通再編合理化推進事業
畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織するコンソーシアムによる、食肉の流通構造の高度化及び輸出拡大を図るためのコンソーシアム計画の策定やその実現に向けた協議会の開催等を支援します。
- ②食肉流通再編合理化施設整備事業
コンソーシアム計画に位置付けられた、食肉処理施設の再編及び輸出拡大に必要な施設の整備等を支援します。
- ③流通構造高度化の更なる加速化
流通構造の高度化に取り組む事業実施主体に対し、都道府県や市町村が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。
- ④食肉処理施設機能高度化事業
食肉処理施設や食鳥処理施設における収益力の強化を図るため、付加価値の向上に資する高度な加工設備や省力化設備の整備等を支援します。
- ⑤食肉需給動向分析調査委託事業
畜産物の国内安定供給や輸出拡大等を見据え、輸出先国の規制やマーケットの調査・分析等を実施します。

2. 家畜の流通体制の強化

- ①家畜流通基盤強化推進支援事業
家畜市場の再編に向けた地域協議会の設置や計画作成等の取組を支援します。
- ②家畜市場再編・持続化支援事業
家畜市場の再編時に、既存の施設を使用する場合、市場機能を維持・持続化するための設備・機器の更新等を支援します。
- ③家畜市場運営効率化支援事業
家畜市場の家畜搬入・搬出施設の増改築や省力化設備の整備等を支援します。

＜事業の流れ＞



<対策のポイント>
「地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム」を通じて、地域のコンソーシアム等の立ち上げ・自走の伴走支援等を行いつつ、新たなビジネスの創出や地域の食材の安定利用の拡大等の地域内連携、広域的な産地連携の取組等を支援し、食料システム法に基づく食品事業者の事業活動を促進します。

<事業目標>

- 食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数（1,000件〔令和12年度まで〕）
- 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム事業 24百万円（前年度 24百万円）
地域食料システム構築・連携推進プラットフォームの設置・運営・情報発信を行うとともに、専門家派遣等による伴走支援や異分野のマッチング支援を行います。

2. 地域型食品企業等連携促進事業 56百万円（前年度 66百万円）
〔令和7年度補正予算額〕70百万円

① 地域食料システムプロジェクト推進事業
地方公共団体が行うコンソーシアム設置、食品事業者・農林漁業者と関連業種の連携等による新たな食品ビジネス創出のための課題検討やマッチング会の実施等を支援します。

② 新規プロジェクト支援
新たなビジネスを創出するプロジェクト（試作品開発・販路開拓等）や食料システムの持続性向上に資する地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組、地域の飲食事業者等による生産者等との連携した取組を支援します。

3. 広域産地連携支援事業 10百万円（前年度 18百万円）
食品原材料の安定調達に向け、地域を超えた産地連携の促進のため、食品事業者や農業者のほか、種苗会社、機械メーカー等で構成される「産地連携フォーラム」において、農業者等の理解醸成と食品事業者の生産技術等に関する知識向上の取組を行います。

4. 産地連携支援緊急対策事業 【令和7年度補正予算額】4,900百万円
食品製造事業者が産地を支援する取組（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）、産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発等の取組を支援します。

<事業の流れ>

国	委託	民間団体等	(1、3の事業)	民間団体	(2の事業)
	定額	地方公共団体	定額 1/2		(1、2の事業)
	定額	民間団体等	1/2以内		(3、4の事業)

民間団体等 (4の事業)

【お問い合わせ先】
大臣官房新事業・食品産業部企画グループ (03-6744-2063)
食品製造課 (03-6738-6166)

<事業イメージ>

1. 地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム
(事務局：民間団体等)
優良事例の横展開や情報発信
専門家（食品バイヤー・輸出アドバイザー等）の派遣
コーディネーターによるニーズの掘り起こし・分析や異分野のマッチング
コンソーシアムの立ち上げ・自走の伴走支援や情報発信

食料システム法における「連携支援計画」に基づく事業活動等

2. 地域連携推進支援コンソーシアム (事務局：地方公共団体)
食品ビジネスマッチング会の実施
課題検討の場の設定
試作品開発・販路開拓等による新規プロジェクト創出
地域の飲食事業者等による生産者等との連携

3. 産地連携フォーラム (事務局：民間団体等)
広域的な連携案件の創出
食品事業者の技術的知識向上
生産者の理解醸成

4. 産地連携支援緊急対策事業
産地との連携強化に取り組む食品事業者を支援
産地への機械・資材の提供等
国産原材料の取扱量増加に伴う製造ラインの増設

地域内・広域で連携支援し、食品事業者の事業活動を促進し、食料システム法に基づく計画を作成

安定取引関係確立事業活動
流通合理化事業活動
環境負荷低減事業活動
消費者選択支援事業活動

食料システム法に基づく計画の実行

持続的な食料システムの確立

＜対策のポイント＞

養殖業成長産業化総合戦略に基づく取組等を推進するため、**実行体制の整備等を支援**します。また、生産コスト削減とみどりの食料システム戦略の着実な実行に向けて、**輸入や天然資源に依存している魚粉の使用割合を削減した飼料の開発**や**ブリ等の成長に優れた人工種苗の開発等を実施**します。

＜事業目標＞

戦略的養殖品目の生産量の増加（409千t〔平成30年度〕→ 620千t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 戦略的養殖品目総合推進事業

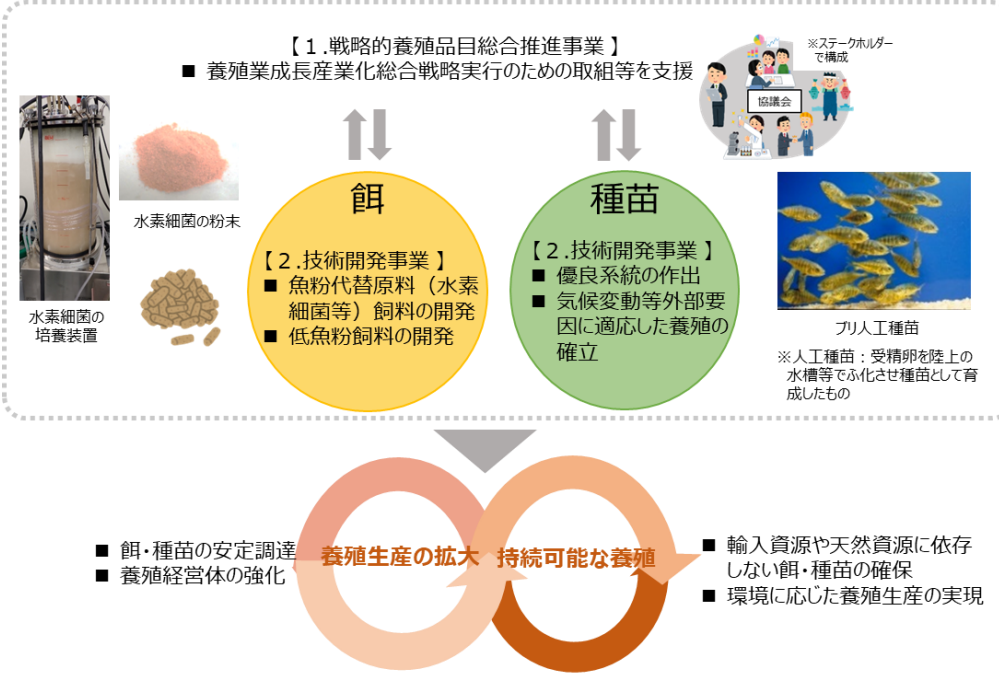
成長産業化のための計画を策定・実行する協議会の開催や戦略的養殖品目の競争力強化のための協議会の開催等の**養殖業成長産業化総合戦略の実行のための関係者の取組等**を支援します。

2. 養殖業成長産業化技術開発事業

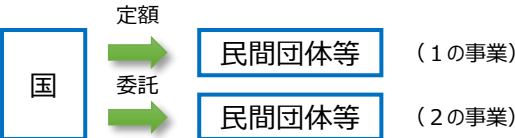
- ① 輸入や天然資源に依存している魚粉を主原料とする配合飼料について、**魚粉代替原料の開発を含む魚粉の使用割合を削減した飼料の開発**を行います。
- ② 各種戦略の目標達成等の実現に資するよう**優良系統の作出**（ブリ類、サーモン、クロマグロ）等を行います。

＜事業イメージ＞

「養殖業成長産業化総合戦略」 KPI（生産量）：2030年まで ブリ類24万t（2019年14万t） マダイ11万t（2019年6万t）	「みどりの食料システム戦略」 KPI：2050年まで ・クロマグロ、ブリ、カンパチ等の人工種苗比率100% ・配合飼料化100%
---	---



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

(1, 2の事業) 水産庁裁培養殖課 (03-3502-0895)
(2の①の事業 ※水素細菌の活用のみ) 研究指導課 (03-6744-0205)

<対策のポイント>
地球温暖化等の気候変動や生産資材の海外依存による農林漁業への影響が顕在化している中で、みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進します。

<事業目標>
化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

<事業の内容>

1. 環境負荷低減や地域資源・エネルギー利用に向けたモデル的取組への支援
①地域の関係者が集まった協議会に対し、以下の技術実証等を支援します。
ア 化学農薬・化学肥料の使用量低減、高温等の気候変動への適応、アミノ酸バランス改善飼料の導入、先端技術による省力化等
イ 収量・品質等を低下させずエネルギー投入量を低減できる施設園芸における栽培体系への転換
ウ 農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術等の資源循環や排出抑制のモデル的取組
エ 営農型太陽光発電、次世代型太陽電池のモデル的取組
②都道府県や市町村に対し、以下の体制づくり等を支援します。
ア みどり認定者の生産面・販売面の課題解決をサポートするみどりトータルサポートチームの整備
イ 地域の資源・再生可能エネルギーを循環利用する地域づくり（農林漁業循環経済先導計画）
ウ 生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり
③農業者や事業者に対し、以下の取組にかかる経費等を支援します。
ア 有機農業の拡大に向けたスマート農機の導入や販路確保等 【みどり法の認定を受けた農業者】
イ 慣行農業から有機農業への転換、有機農業での就農 【みどり法の認定を受けた農業者】
ウ 除草機や堆肥舎などの機械・施設の導入 【みどり法の特定認定を受けた農林漁業者】
エ 堆肥プラントや物流・加工施設の導入等 【みどり法の認定を受けた事業者】
オ バイオマスプラントの導入等 【地域のバイオマスを活用する事業者等】

2. 食料システム全体で取組を広げるための環境づくり
民間団体への委託または補助により、以下の取組を推進します。
ア 関係者の理解促進やＪーケレジット創出拡大、環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
イ 有機農産物等の共同調達の取組や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた専門家による相談対応などの支援
ウ 新たな環境直接支払交付金創設に向けた事務効率化の検証、農林水産省の全事業に対する環境配慮のチェック・要件化の本格実施に向けた検証など

<事業イメージ>

地球温暖化や生産資材調達の不安定化が深刻化する中、環境と調和のとれた食料システムの確立の重要性は増大

調達

生産

消費

加工・流通

みどりの食料システム戦略

環境負荷低減と生産性向上を両立した食料・農林水産業を実現

【お問い合わせ先】
大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186）

<事業の流れ>

国

都道府県

市町村等

民間団体等

（1の事業（③エを除く））

（1③エ、2の事業）

19

＜対策のポイント＞

産地に適した「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する技術」を取り入れるなど、**グリーンな生産体系への転換**を加速化するため、農業者、地方公共団体、民間団体等の地域の関係者が集まった協議会等が農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

＜事業目標＞

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（20%低減）
- 有機農業の面積（6.3万ha）
〔令和12年〕
- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（1,484万t-CO₂）
- 畜産関連GHGの低減（29万t-CO₂）

＜事業の内容＞

1. グリーンな栽培体系加速化事業

環境にやさしい栽培技術※¹や気候変動適応技術※²とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系の検証や、検証に必要なスマート農業機械等の導入等を支援します。

- ※1 ア 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術（病虫害等の発生予測・予測、可変施肥、局所施肥、水稻有機栽培における先進的な除草技術、プラスチック被覆肥料の代替技術 等）
- イ 複数の産地が連携して実施する環境にやさしい栽培技術
- ※2 高温等の影響を回避・軽減する栽培管理等の技術（遮光資材の導入等）

2. グリーンな飼養体系加速化事業

環境にやさしい飼養技術※³を取り入れたグリーンな飼養体系の検証を支援します。

※3 アミノ酸バランス改善飼料、ゲップ抑制に資する飼料添加物、バイパスアミノ酸によるGHG削減技術

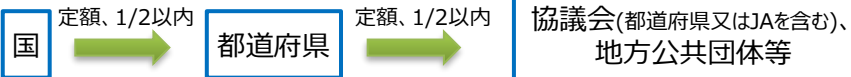
〔支援内容〕

- ① 検討会の開催
- ② **グリーンな生産体系の検証**
- ③ ②に必要な**スマート農業機械等の導入等**（1の事業のみ）
- ④ グリーンな栽培・飼養体系の実践に向けた**栽培・飼養マニュアルの作成、産地戦略（指針・計画）の策定、情報発信（HP掲載等）**

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」を受けている場合 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

以下の1又は2を検証

1 グリーンな栽培体系の検証

環境にやさしい栽培技術（例）



省力化に資する技術（例）



選 検証に必要な
択 スマート農業機械等の導入



気候変動適応技術（例）



2 グリーンな飼養体系の検証



栽培・飼養マニュアル・産地戦略（指針・計画）の策定

グリーンな生産体系の全国展開の加速化

＜対策のポイント＞
地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりに加え、産地と消費地が連携した取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。

＜事業目標＞
有機農業の面積 （6.3万ha〔令和12年〕）

＜事業の内容＞

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫した有機農業を推進する取組の試行等を支援します。

1. 有機農業実施計画の策定
有機農業実施計画の策定及び特定区域の設定等に向けた検討会の開催や試行的な取組の実施等を支援

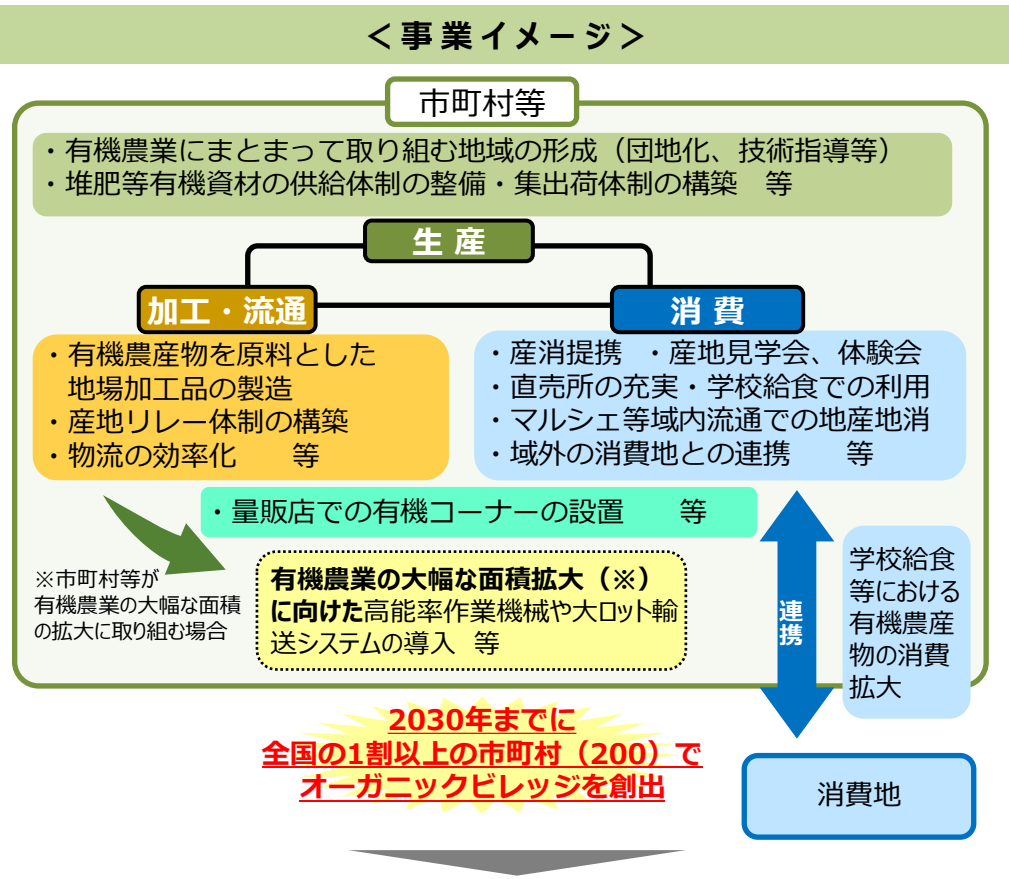
2. 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践
有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践や課題解決に向けた調査等を支援

3. 飛躍的な拡大産地の創出
2の取組を開始した翌年度以降に、有機農業の取組面積の大幅な拡大に向けて取り組む地域を支援

※1、2について、産地と消費地が連携して消費拡大に取り組む場合に上限を加算します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- 事業実施主体の構成員がみどり認定等を受けている場合
- 事業実施地域内の有機農業の取組が、地域計画に位置付けられている場合
- 事業実施計画においてフラッグシップ輸出産地と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等



スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

令和8年度予算概算決定額 2,530百万円（前年度 30百万円）

〔令和7年度補正予算額（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策）15,658百万円〕

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

①スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

【補助上限額：500万円】

②農業支援サービスの育成加速化支援

サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。

【補助上限額：（農業機械）1,500万円、3,000万円、5,000万円】

③農業支援サービスの土台づくり支援

サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

①スマート技術体系転換加速化支援

スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換等を行う産地の取組を支援します。

②全国推進事業

スマート農業技術を活用した先進的な取組の横展開を図るため、実証展示ほ場の設置やシンポジウムの開催等を支援します。

<事業の流れ>

国

都道府県

民間団体等

（1の①及び③の事業、1の②の事業の一部、2の②の事業）

（1の②の事業の一部、2の①の事業の一部）

（1の②の事業の一部、2の①の事業の一部）

定額

定額、1/2以内

定額

定額、1/2以内等

<事業イメージ>

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

○スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術の改良

○農業支援サービスの育成加速化支援（ソフト・セミハード・ハード）

・ニーズ調査、人材育成、機械導入等への支援（ソフト・セミハード）

・食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備を支援（ハード）

（例）

一斉収穫サービスに対応した予冷施設の整備

○農業支援サービスの土台づくり支援

「標準サービス」の策定等

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

○スマート技術体系転換加速化支援

（例）

自動操舵システム＋直播栽培による作期分散[水稻]

（例）

自動追従システム＋省力樹形・園地整備による栽培管理の効率化[果樹・茶]

（例）

AI選別＋大型機械による一斉収穫・選別[畑作物]

（例）

高温障害の影響を低減する生育予測システム＋機械による一斉収穫[露地野菜]

○全国推進事業

先進的な取組の横展開

【お問い合わせ先】農産局技術普及課（03-6744-2107）

担い手への農業用機械・施設の導入

令和8年度予算概算決定額 4,007百万円（前年度 1,986百万円）
〔令和7年度補正予算額 12,286百万円〕

<対策のポイント>
地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

<事業目標> [2030年まで]
○ 担い手への農地集積率 7割
○ 販売金額に占める担い手のシェア 9割

事業の内容

事業イメージ

1. 地域農業構造転換支援対策 2,920百万円

① 地域農業構造転換支援事業
地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に
必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

② 新規就農者チャレンジ事業
認定新規就農者（65歳未満）の早期の経営発展に必要な農業用機械・
施設の導入を支援します。

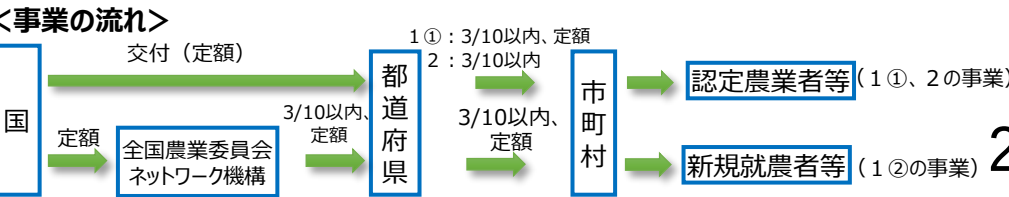
- 補助率：購入 3/10以内、リース 定額（取得額相当の3/7）
- 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円
- 成果目標 ※以下から選択
 - ・ 経営面積の3割又は4ha以上の拡大
 - ・ 付加価値額 1割以上の拡大
 - ・ 労働生産性 3%以上の向上

2. 農地利用効率化等支援事業 1,087百万円

地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善の取組に必要
な農業用機械・施設を導入する場合等に支援します。

（融資主体支援タイプ）

- 補助率：3/10以内
- 補助上限：300万円等



地域計画のブラッシュアップを通じて、地域の将来を支える担い手や、
地域が抱える課題が明確化

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要
な農業用機械・施設の導入を支援

<対象者>
地域計画に位置付けられた担い手（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、
市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者）

<対象地域>
地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
又は現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が
現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること

現状 → 目標地図

地域が目指すべき将来の集約化に
重点を置いた農地利用の姿の実現

地域農業の維持・発展

<対策のポイント>

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保安全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道の整備等の**農業生産基盤の整備・保全**を推進します。

<事業目標>

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（現状比6割削減〔令和11年度まで〕）
- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備

農地の大区画化等の基盤整備を推進するとともに、ほ場周りの草刈り・水管理等の管理作業の省力化に資する整備、水田の汎用化・畑地化や、畑地かんがい施設の整備等を推進します。

2. 農業水利施設の戦略的な保安全管理

農業水利施設の計画的な更新、緊急的な施設の補強、施設の集約・再編やポンプ等の省エネ化、小水力発電等の再エネ利用、操作・運転の省力化・自動化のためのICT導入等を推進するとともに、ほ場周りの水路等については、水路の管路化、自動給水栓の導入等により**管理作業の省力化**を推進します。また、**土地改良区等による適切な施設管理**を推進します。

3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

防災重点農業用ため池の防災工事、農業水利施設の長寿命化・耐震化、これらの農業水利施設や農地を活用した**流域治水の取組**を推進します。また、**農業集落排水施設、農道等の強靱化**を推進します。

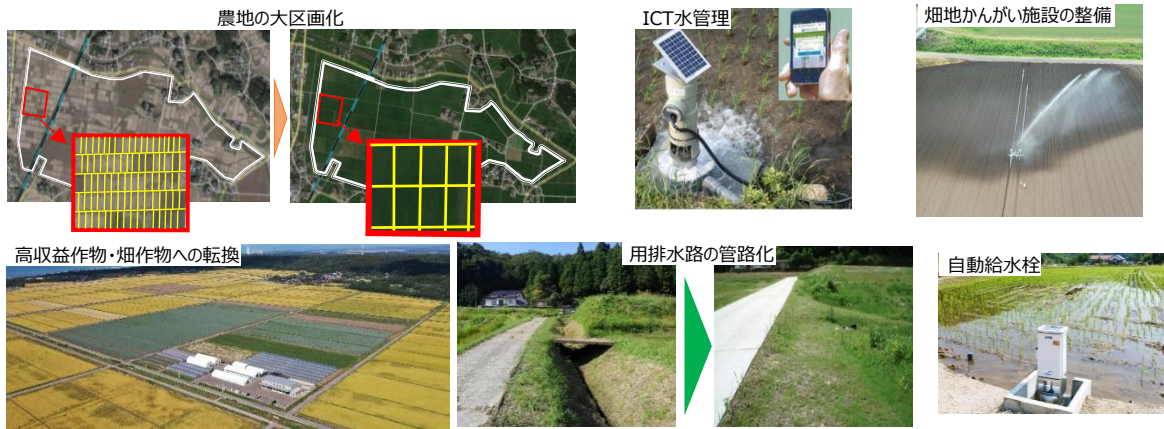
<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

<事業イメージ>

1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備



2. 農業水利施設の戦略的な保安全管理



3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策



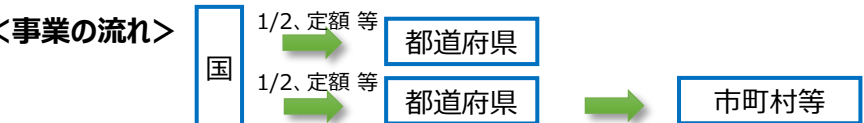
＜対策のポイント＞
農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。

＜事業目標＞
基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上〔令和11年度まで〕）

- ＜事業の内容＞
- 地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。
- 1. 農地集積促進
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
 - 2. 高収益作物転換
高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。
 - 3. スマート農業導入
スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。
 - 4. 病害虫対策
農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。
 - 5. 水田貯留機能向上
水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。
 - 6. 土地利用調整
多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能
※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能
（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等
【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等



＜事業イメージ＞

きめ細かな耕作条件改善への支援

畦畔除去

暗渠排水

土層改良

高収益作物への転換に向けた支援

技術研修会

高付加価値農業施設の設置

スマート農業導入への支援

GNSS基地局設置

自動操舵システム導入

「田んぼダム」の取組支援

落水口と堰板の整備

病害虫対策への支援

客土・反転耕

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。

<事業目標>

- 水田の基盤整備（約9万ha）うち、1ha以上の大区画化（約6万ha〔令和11年度まで〕）
- 基盤整備完了地区における事業実施前後での農業法人の経営農地面積の増加率（1.5倍以上〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農地の区画拡大や省力化整備に係る基盤整備

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を定額で支援します。

【定額上限】区画拡大 7万円/10a、畦畔除去 4万円/100m、暗渠排水 18万円/10a 等

※担い手に集約化（面的集積）する場合、定額上限を1.2倍まで引上げ。1ha以上に大区画化する場合、定額上限を1.32倍まで引上げ。

2. 調査・調整活動等に係るソフト事業

権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動等に要する経費を定額で支援します。

【定額上限】300万円/地区

3. 大区画化等推進協議会の事務費

大区画化等推進協議会の事務費を定額で支援します。

【定額上限】2,000万円/協議会

【実施区域】 農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 農地の区画拡大を実施すること

<事業イメージ>

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

30a区画 x 7枚

2.1ha区画

区画拡大イメージ

簡易な基盤整備により区画拡大

畦畔除去

<事業の流れ>

国

定額

大区画化等推進協議会

→

農業者等

(1、2の事業)

定額

大区画化等推進協議会

(3の事業)

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畑地かんがい施設の整備、農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1 ハード事業
- 畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備、区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良やパイプライン化等の基盤整備**を支援します。
- 2 ソフト事業
- 実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植、作付転換等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



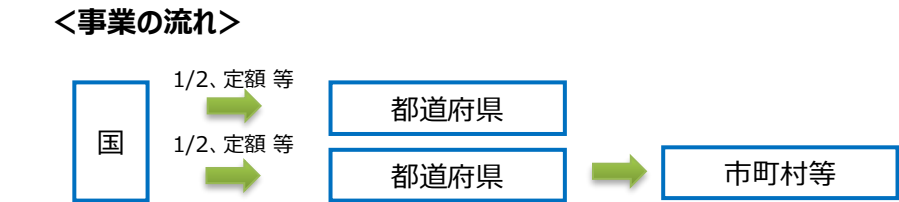
農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

【実施区域】 農振農用地区域（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、
工事期間原則5年以内 等



水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換

27

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

＜対策のポイント＞

政府戦略や政府方針で掲げる農林水産業に関する目標や目指す姿の実現に向けて必要な技術の研究開発を国主導で推進するとともに、研究成果の社会実装に向け、知財の活用を見据えた研究開発時からの戦略的な知財マネジメントの強化など、研究成果の社会実装に向けた環境整備を実施します。

＜事業目標＞

- 重要課題に対応する技術を開発し、農林漁業者等がその開発された技術を実践〔令和12年度まで〕
- 知財マネジメントの強化、アウトリーチ活動の展開により、農林水産業・食品産業にイノベーションを創出〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

- 1. 研究開発**
847百万円（前年度 1,284百万円）
政府戦略や政府方針で掲げる農林水産業に関する目標や目指す姿の実現に向けて必要な技術の研究開発を国主導で推進します。
- ① 食料安全保障強化研究**
生産性の抜本的向上や農業生産基盤の持続的な保全等に資する技術の研究開発を推進
- ② 気候変動適応研究**
温暖化に対する適応技術や将来の適地適作予測技術の研究開発を推進
- ③ 輸出拡大研究**
輸出先国・地域の規制やニーズへ対応するための技術の研究開発を推進
- ④ 環境負荷低減対策研究**
みどりの食料システム戦略の実現に資する技術の研究開発を推進
- ⑤ 革新的技術創出研究**
バイオテクノロジーを活用した革新的な技術の創出に資する研究開発を推進
- 2. 環境整備**
65百万円（前年度 86百万円）
- ① 戦略的研究開発知財マネジメント強化事業**
- ② 海外・異分野動向調査**
- ③ 先端技術の社会実装の加速化のためのアウトリーチ活動の展開**

（令和7年度補正予算）関連事業

- ・ 食料安全保障強化に向けた水稻の低コスト・多収栽培技術の開発
- ・ 輸出拡大に向けたニーズや付加価値の高い農産物の栽培・加工技術等の開発
- ・ スギ花粉米の実用化に向けた安全性・有効性の検証

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

①食料安全保障強化研究 【研究内容】頭首工のパイピング監視技術と農業用パイプラインの漏水のリスク評価・位置特定技術の開発 等 【期待される効果】予知保全による効率的な農業用水の安定確保を通じ、食料安全保障の強化に貢献	②気候変動適応研究 【研究内容】農業・水資源の被害や適地適作の予測、適応技術の開発 等 【期待される効果】気候変動リスク回避と温暖化によるメリット活用による産地維持・新産地育成を通じ、農林水産業の持続性確保に貢献	
③輸出拡大研究 【研究内容】マウス毒性試験に代わるホタテガイ等の麻痺性貝毒の正確な濃度決定手法の開発 等 【期待される効果】EU等へホタテガイの販路を維持・拡大することにより、輸出拡大を実現 等	④環境負荷低減対策研究 【研究内容】農薬使用量削減に向け、薬剤を効率的に土壌深層へ浸透させる施用技術の開発 等 【期待される効果】みどり戦略に資する技術の確立を通じ、環境と調和のとれた食料システムの確立に貢献	⑤革新的技術創出研究 【研究内容】環境負荷軽減や低コスト化に資するカイコの創出、飼料等へのサナギ活用技術、革新的なシルクの開発 等 【期待される効果】資源を余すことなく活用するエコ養蚕システムの構築、新しい市場の創出 等
①知財マネジメント強化 研究成果の効果的な社会実装のための知財マネジメントを推進	②海外・異分野動向調査 海外・異分野の最新の研究開発動向等を俯瞰的に調査	③アウトリーチ活動の展開 先端技術をわかりやすく伝える動画等のコンテンツを作成

3 輸出拡大研究

<対策のポイント>

海外の規制やニーズに対応した生産体系や輸送技術など**輸出拡大に資する技術を開発し、「海外から稼ぐ力」の強化に貢献**します。

<政策目標>

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」で位置づける輸出重点品目の輸出拡大に貢献[令和12年度まで]

<事業の内容>

1. 日本と木材輸出相手国の樹木を外来病害虫から護る複合リスク緩和手法の開発

木材の国際移動に関するシステムズアプローチの取り組み方および外来病害虫の侵入リスクが高い国からの木材輸入に必要な措置に関するマニュアルを作成します。

2. ホタテガイ等の麻痺性貝毒検査における機器分析導入に向けた標準物質製造技術の開発

安全に取り扱えるSTX鏡像異性体等の標準物質製造・安定保存等の利用技術、STX鏡像異性体等を用いた正確な濃度決定手法を開発します。

<事業イメージ>

1. 日本と木材輸出相手国の樹木を外来病害虫から護る複合リスク緩和手法の開発

- ・木材生産・輸送・輸出入の各段階における病害虫移動リスク評価手法の開発
- ・臭化メチルに代わる低環境負荷の処理技術（熱処理・代替薬剤等）の有効性検証
- ・外来病害虫の侵入経路分析と、持ち込まないための管理対策技術の体系化

【期待される効果】

国際基準に沿った環境負荷の低い木材輸出入システムを確立し、外来病害虫の侵入・拡散を防ぎつつ、安全で持続的な木材供給と木材輸出拡大・再造林の推進に貢献

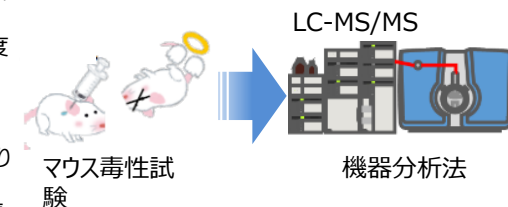


2. ホタテガイ等の麻痺性貝毒検査における機器分析導入に向けた標準物質製造技術の開発

- ・STX鏡像異性体など安全に取り扱える標準物質の製造・安定保存技術の開発
- ・鏡像異性体等を用いた麻痺性貝毒の正確な濃度決定手法の開発

【期待される効果】

- ・EU等へホタテガイの販路を維持・拡大することにより輸出拡大を実現
- ・これにより、2030年までにホタテガイの輸出額目標1,150億円を達成（2021年実績：639億円）



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤、環境）室（03-3502-0536）

（１）日本と木材輸出相手国の樹木を外来病害虫から護る複合リスク緩和手法の開発

- 木材の輸出入時の防疫手法は**臭化メチルくん蒸処理が未だに主流**であるが、オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書で使用に制限がある。
- 一方、近く発効が見込まれている**国際植物防疫条約（IPPC）**の木材の国際移動に関する附属書では、くん蒸等の薬剤使用の低減が可能な木材生産の各段階における病害虫移動のリスク評価に基づく**システムズアプローチ**への移行が求められている。
- このため、我が国における木材の国際移動に関するシステムズアプローチを確立するとともに、外来病害虫のさらなる侵入を防ぐ管理対策技術を体系化することで、木材の輸出入時の**国家間の病害虫移動リスクを緩和**する。

目標達成に向けた現状と課題

- ・ 木材の輸出入時には環境負荷の高い臭化メチルくん蒸が**未だに主流**
- ・ 国際植物防疫条約(IPPC)では検疫時の薬剤使用の低減を可能とするシステムズアプローチへの移行が進む
- ・ 実現には各段階での病害虫リスク評価が必要で**科学的なエビデンスが不可欠**
- ・ 外来病害虫の侵入による樹木被害が拡大しており、侵入防止が急務

安全・安心で環境に優しい
木材輸出入システムが必要です

抑え込みが難しい
外来種被害が続発



オゾン層

臭化メチルは
大気へ放出



＜イメージ＞

必要な研究内容

科学的なエビデンスを積み重ね、最新の国際的な議論に即した**国家間の病害虫移動リスク緩和手法**を構築

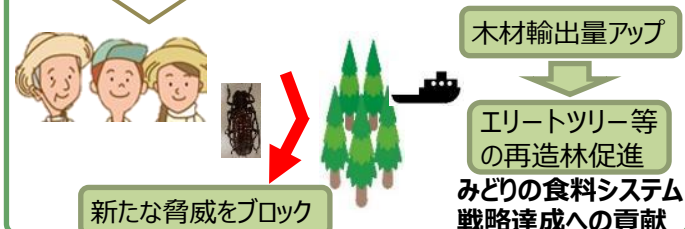
- ① 国内の病害虫モニタリング手法や植栽、育林、伐採、輸送などの**各段階の病害虫移動リスク評価手法の開発**や臭化メチルの使用を代替する**熱処理や代替薬剤の効果検証**による木材の輸出時に利用可能な**システムズアプローチ**を確立
- ② 外来病害虫の**侵入経路を分析**し、輸入時に国内に持ち込ませない管理対策技術を体系化



社会実装の進め方と期待される効果

- ・ システムズアプローチの取り組み方をマニュアル化し、国内の木材産地に周知（**病害虫を持ち出さない**）
- ・ 外来病害虫の侵入リスクが高い国からの木材輸入に必要な措置をマニュアル化（**持ち込ませない**）
- ・ 国家間交渉に科学的なエビデンスを提示

- ・ システムズアプローチを先駆けて確立し、**国家間の安全・安心な木材輸出入の仕組みづくり**に貢献
- ・ 樹木病害虫の**海外へのまん延防止**と木材輸出における**環境への負荷低減**
- ・ 木を枯らす外来病害虫の**国内への侵入阻止**
- ・ 木材の輸出拡大による**再生林の推進**



（2）ホタテガイ等の麻痺性貝毒検査における機器分析導入に向けた標準物質製造技術の開発

- 漁業従事者が減少する中、現在生じている貝毒プランクトンの多発により、ホタテガイの出荷停止や指定処理場等での加工処理による更なる作業が生じることで、**養殖産地の維持が困難**になっている。
- 安全なホタテガイ等を国内外に効率的で計画的に出荷できるようにするためには、**省力的で迅速な機器分析法を確立**することが必要。
- また、日本では化学兵器禁止法により、麻痺性貝毒の有毒成分(サキシトキシン; STX)の製造や使用等が厳しく制限されており、**STXを標準物質として用いる機器分析法への移行が困難**であることが、ホタテガイ等の輸出拡大に向けた課題となっている。
- このため、麻痺性貝毒検査における機器分析技術の開発を行い、現場への導入を支援することで、**ホタテガイの養殖産地の維持を図る**。

目標達成に向けた現状と課題

- ・ 貝毒プランクトンの多発で出荷停止になる不安
- ・ EU規則改正（2021.10）により機器分析法へ移行しないと、EU等への輸出が困難となる可能性
(機器分析法で不可欠な標準物質が化学兵器禁止法により国内での使用が困難)



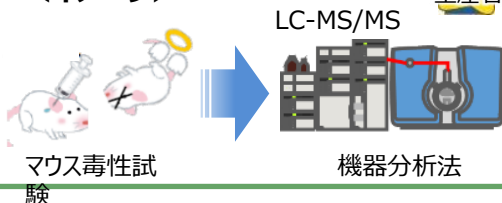
実需者

- ・ ホタテガイ等の計画的な出荷体制の構築には、貝毒を省力的・迅速に調べられる方法が必要



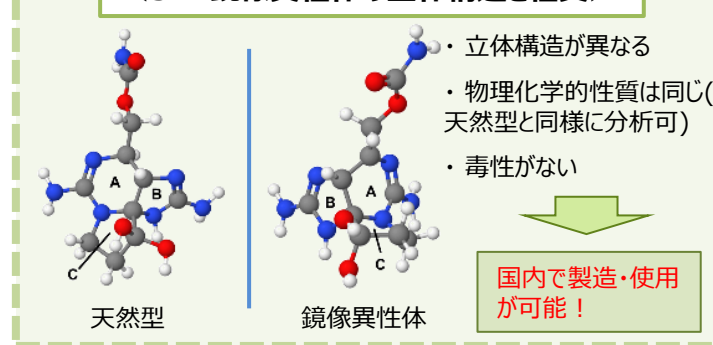
生産者

<イメージ>



必要な研究内容

<STX鏡像異性体の立体構造と性質>



国内で製造・使用が可能！

既往知見を応用

本課題では、

- ① 安全に取扱いできるSTX鏡像異性体等の標準物質製造・安定保存等の利用技術の開発
- ② STX鏡像異性体等を用いた正確な濃度決定手法の開発を行うことで、国内で取扱い可能な認証標準物質を確立

社会実装の進め方と期待される効果

- ・ 鏡像異性体を用いた機器分析法を公定法として運用できるよう関係国と調整
- ・ 都道府県や民間検査機関と連携して、機器分析法による麻痺性貝毒の検査体制を構築

- ・ EU等へホタテガイの販路を維持・拡大することにより、**輸出拡大を実現**

- ・ これにより、2030年までに**ホタテガイの輸出額目標1,150億円※の達成**に貢献
(※出典：養殖業成長産業化戦略(2021.7改訂))

- ・ みどりの食料システム戦略の取組で掲げる「**健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化**」にも貢献



＜対策のポイント＞
認定品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や新規輸出先の開拓・多角化等、業界全体の輸出力強化に向けて行う取組等を支援します。

＜事業目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞
1. 品目団体輸出力強化支援事業 862百万円（前年度756百万円） 認定品目団体等が、生産から販売までの業界関係者を取りまとめオールジャパンで行う、輸出力の強化に向けた次の取組を支援します。 ① 輸出ターゲット国・地域や新たな輸出先国・地域の開拓に向けた市場調査及び課題解決に向けた実証等 ② 輸出促進のための規格策定や事業者の水平連携に向けた体制整備等 ③ 海外におけるジャパンブランドの確立・販路開拓活動 ④ 任意のチェックオフ制度導入に向けた体制整備 ⑤ 品目団体の機能強化のための専門家・コンサル等による支援	1. 品目団体輸出力強化支援事業 ①-例 ・輸出先国の多角化のための新市場での商慣行や物流実態などの調査および実証 ②-例 ・輸送時の品質を維持するための統一マーク付き共通資材の開発および実証 ③-例 ・品質や価値を証明する電子生産証明書システムの開発 ・ジャパンブランド保護のための認証システムの導入や各国での商標登録 ④-例 ・任意のチェックオフ導入に向けたコンサルタントの導入や国内関係者を集めた導入検討会の開催、徴収体制の構築等 ⑤-例 ・品目団体が行う人材確保のための専門家への相談 ・専門人材による会員向け輸出促進セミナー等の開催
2. 重要市場の商流維持・拡大対策事業 500百万円（前年度－） 重要市場（輸出拡大実行戦略で品目別輸出額目標を定める国・地域）における輸出商流の維持・拡大に向けて、事業者（注）が日本産品の競争力強化を図るために行う取組（プロモーション、商談会、商品の高付加価値化、コスト削減等）を支援します。 （補助上限額：1,000万円／案件） （注）重要市場において輸出実績を有する認定品目団体の会員又は当該会員と有機的に連携して取り組む事業者 （1、2ともに輸出先国・地域での通商環境の変化に迅速に対応する事業者を優先採択）	2. 重要市場の商流維持・拡大対策事業 例 ・複数事業者と連携した現地小売り店でのフェアの実施や店頭・ECサイトでのプロモーション ・現地レストランや海外展開している日系外食チェーンと連携した日本産食材フェアの実施 ・現地卸と連携した商談会への参加 ・現地向け新商品の開発及びテストマーケティング ・製造コスト削減のための機器導入（1/2以内） ・現地小売業が求める認証の取得（1/2以内） ・既存商流の輸送効率化等のための輸送実証
＜事業の流れ＞ 1・2ともに 国 → 定額 → 民間団体等 → 定額、1/2以内 → 民間団体等	32 【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出企画課（03-6744-1779）

製材の性能検証



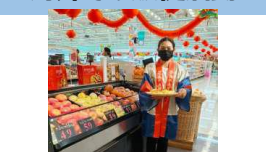
ジャパンブランドの確立



包材の規格化



海外での販促活動



現地向け新商品の開発



農林水産物・食品の輸出促進のうち
新市場開拓推進事業

令和 8 年度予算概算決定額 1,650百万円（前年度 1,487百万円）
〔令和 7 年度補正予算額 2,008百万円〕

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品の輸出を促進するため、JETRO・JFOODOによる新市場の開拓等に向けた商流構築及び海外消費者向け戦略的プロモーション、日本食・食文化の普及を担う海外人材の育成等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額（3兆円〔令和12年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 戦略的輸出拡大サポート事業 1,467百万円（前年度 1,297百万円）

新市場の開拓に向けた取組を促進するため、

- ① JETROによる現地系市場、未開拓の有望エリア等の新規商流構築、輸出事業者への情報提供や伴走支援等の取組を支援します。また、海外展開に取り組む食品産業とその原材料調達元になり得る農林漁業者との商談組成などを支援するとともに、「日本産食材サポーター店」の中でも特に日本産食材の活用に意欲が高い飲食店等を後押しします。
- ② JFOODOによるJETRO等と連携した海外消費者向け戦略的プロモーション等の取組を支援します。輸出拡大とインバウンド消費の好循環を形成するための情報の集約と一元的な発信を担うポータルサイトの充実を図ります。

2. 輸出に取り組む優良事業者表彰事業 8百万円（前年度 8百万円）

輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、優良な取組を広く紹介します。

3. 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業 175百万円（前年度 181百万円）

海外における日本食・食文化の普及を担う外国人料理人の育成並びに日本食・食文化及び日本産食材の魅力発信等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 331、3の事業） 輸出・国際局海外需要開拓グループ（03-3502-8058）
（2の事業） 輸出支援課（03-6744-2398）

＜事業イメージ＞

戦略的輸出拡大サポート（JETRO・JFOODO）



海外見本市に設置する
ジャパンパビリオン



海外バイヤーを招へいた
国内商談会



現地小売店での日本産品の
店頭プロモーション

優良事業者表彰



表彰式典

日本食・食文化の普及



外国人料理人への
日本料理研修



海外料理学校等での日本食
指導人材の育成

<対策のポイント>

日本食・食文化の普及を担う外国人日本食料理人等の育成並びに日本食・食文化及び日本産食材の魅力発信の取組の推進を通じ、海外における日本産食材の海外需要を拡大することで農林水産物・食品の輸出促進を図ります。

<事業目標>

○ 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕） ○ インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 日本食・食文化普及の人材育成事業
- 海外において日本食・食文化及び日本産食材の魅力を適切かつ効果的に発信するため、日本食・食文化の普及を担う人材の育成等に資する以下の取組を実施します。
- ① 海外日本食料理人育成のための招へい研修支援

② 日本料理の調理技能認定推進支援

③ 外国人日本料理コンテストの開催支援

④ 海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣支援

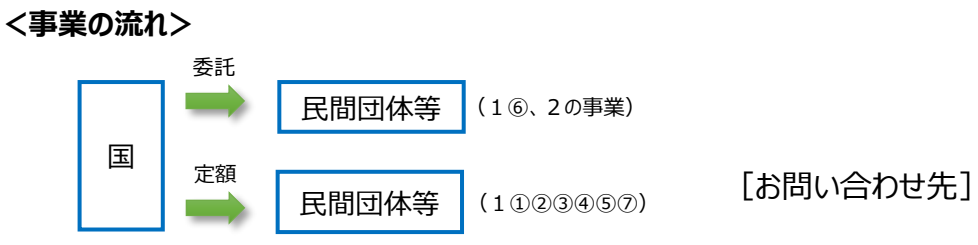
⑤ 日本料理技能修了生の海外におけるネットワーキング強化

⑥ 日本食・食文化普及の功労者等の表彰

⑦ コンテンツを活用した食のブランディングに取り組む食品事業者等の人材育成（顕彰制度の創設、セミナーの実施）

2. 海外の日本文化関連イベントと連携した日本食・食文化の魅力発信

グローバルイベント等の機会に併せた日本食・食文化や日本産食材の魅力発信の取組を実施します。



1. 日本食・食文化普及の人材育成事業

<現状・課題>

海外で日本食レストランが増加傾向にある一方で、専門的な知識・技能を有する日本食料理人等が不足。

<対応策>

更なる輸出拡大には、日本食・食文化や日本産食材の魅力を理解、発信できる外国人日本食料理人等の育成が必要不可欠。

日本料理の調理技能認定



調理技能等が一定のレベルに達した外国人日本食料理人を民間団体等が認定する制度の運用を支援



外国人日本食料理人を日本に招へいした日本料理店での研修等の実施を支援



海外の料理学校等での日本食講座開設や講師派遣を支援



海外においてコンテンツを活用した食のブランディングに取り組む食品事業者等の人材育成のため、以下を実施
・食×コンテンツにおける顕彰制度
・食品産業向け知的財産基礎講座等

2. 日本文化関連イベント等における日本食・食文化発信事業

海外における日本食・食文化や日本産食材の魅力発信を行い、日本食・食文化の普及を目指します。



都道府県人によるブースの出展



ブラジルの食事情に精通した専門家等によるセミナー

341の事業)
(2の事業)

輸出・国際局海外需要開拓グループ (03-6744-1502)
新興地域グループ (03-3501-7402)

ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立強化事業

令和8年度予算概算決定額 631百万円（前年度 214百万円）
〔令和7年度補正予算額 2,094百万円〕

＜対策のポイント＞

主要な輸出先国・地域において、輸出支援プラットフォームを運営し、現地において現地系をはじめとする未開拓の現地商流の開拓、現地事業者とのネットワークの構築、食品産業の海外ビジネス展開に向けたサポート体制の強化等、現地発の取組を通じて輸出事業者等を包括的に支援します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年度まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額（3兆円〔令和12年度まで〕）

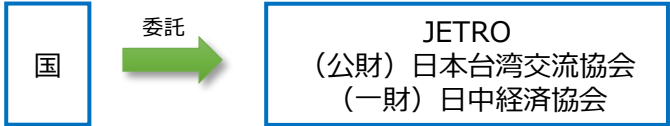
＜事業の内容＞

海外現地において農林水産物・食品の輸出促進と併せて、食品産業の海外ビジネス展開に向けたサポート体制の強化に向け、輸出支援プラットフォームを運営し、都道府県や品目団体等と連携しつつ、

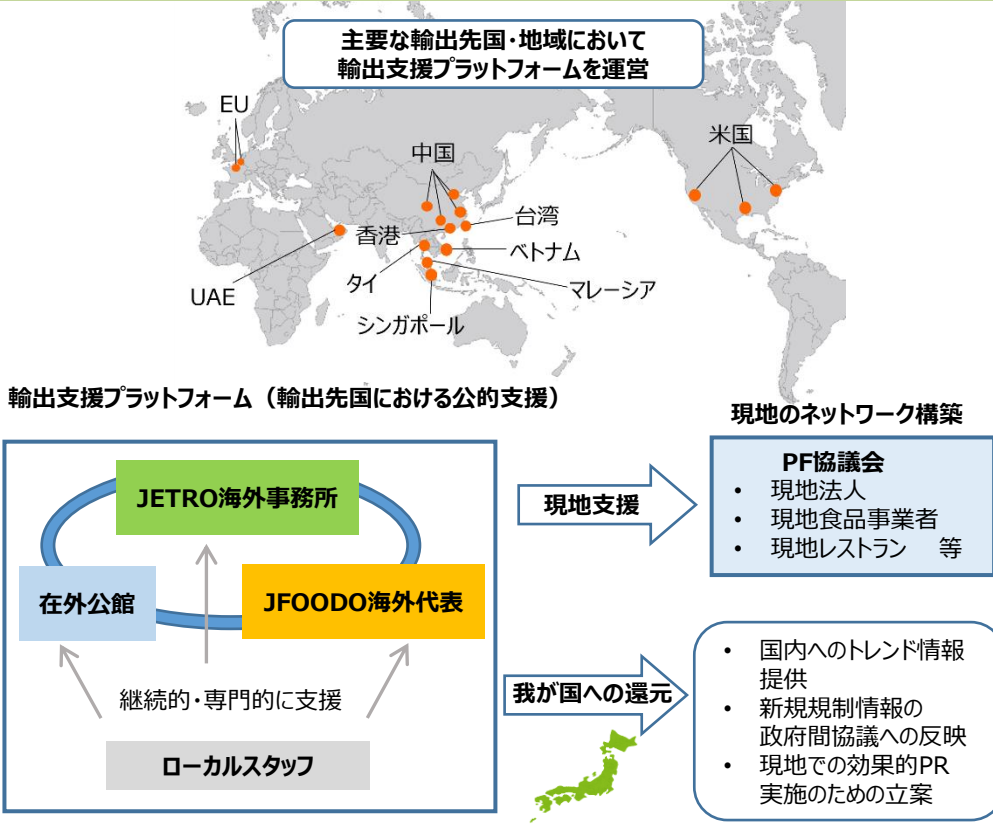
- 相談対応及び現地発の情報発信
- 海外の現地系をはじめとする未開拓の現地商流へのアプローチの強化
- 地方自治体等の商流開拓をオールジャパンで効果的に実施するための伴走支援
- 現地事業者とのネットワークの構築等の活動の促進
- 日本産食品の特徴や調理方法等についての海外の消費者や料理人等向けのエデュケーション
- 現地の業規制・商習慣に通じたアドバイザー配置等による食品産業の海外ビジネス展開に係るサポート体制を強化

などを通じて、輸出事業者等を包括的に支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

食品関連事業者の**海外展開を推進**するため、主要な輸出先国や新市場国などの重点国への海外展開や、輸出拡大への寄与度の高い外食業に重点化した海外展開の指針を作成した上で、企業の規模や業種、海外進出ステージに応じて、**地域や業種ごとの多様なニーズの把握、優良事例等に係る官民間及び企業間の情報交換・交流**を図ります。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益の増加（3兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 輸出に寄与する重点国等向けの海外展開に向けた指針の作成

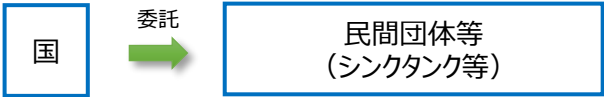
- ① **現地規制、商慣習等に精通したアドバイザーを配置**し企業の海外展開を**伴走支援**するとともに、主要な輸出先国や新市場などの重点国の**海外展開戦略**を作成します。
- ② **外食産業**の事業者が海外展開の各段階で求められる国・地域別の**手続きや留意点等を業種ごとにまとめたガイドラインを策定・周知**します。

2. 食産業の海外展開支援のための官民連携等の環境整備の推進

グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会の枠組みの下で、以下の取組を効果的・包括的に実施します。

- ① 海外ビジネス展開を図るための**地域・業種ごとの多様なニーズの把握・優良事例に係る官民間及び企業間の情報交換・交流の推進**
- ② 新市場国への海外ビジネスミッションを通じて、投資機関などの現地政府機関や企業との関係を構築

＜事業の流れ＞



（関連事業）

食品関連事業者の海外展開に向けた投資可能性調査支援事業

10百万円（前年度 10百万円）

食品関連事業者の海外でのビジネス基盤の整備に向けて、民間事業者が行う案件形成のための**投資可能性調査に必要な経費を支援**します。

＜事業イメージ＞

課題

農林水産物・食品の輸出をはじめとした海外需要の獲得に向けて、我が国食産業の海外ビジネス展開を戦略的に推進していくことが重要

事業内容

官民が連携した海外展開支援、推進等のイメージ

- ・アドバイザーによる伴走支援とともに、海外展開の優良事例やノウハウをワンストップで蓄積し、戦略として発信
- ・外食産業に特化した国・地域別のガイドラインを策定・周知
- ・GFVC官民協議会のセミナーや会員専用ポータルサイトなどを通じた官民間及び企業間の情報交換・交流の推進
- ・現地の投資機関やパートナーとなりうる現地企業との関係構築
- ・食品製造業の加工施設や外食産業のフランチャイズ展開などの海外でのビジネス基盤の整備に向けた投資可能性調査を支援

食品関連事業者の海外展開

成果

- 農林水産物・食品の輸出拡大
- 食品産業の海外展開による収益の増大

食品関連事業者の海外展開に向けた投資可能性調査支援事業

令和8年度予算概算決定額 10百万円（前年度 10百万円）

〔令和7年度補正予算額 40百万円〕

<対策のポイント>

海外現地での物流・商流等の拠点づくりをはじめ、日本食材・食文化の活用・普及に寄与する食品関連事業者の海外でのビジネス展開を推進するため、民間企業による投資案件形成を支援します。なお、特に輸出拡大との相乗効果を発揮させる観点から、特に食品製造や外食産業の海外展開による投資案件形成の重点化（優先化）を行います。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益の増加（3兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

農林水産物・食品の輸出にも資する海外現地での物流・商流等の拠点づくり等の食品関連事業者の海外でのビジネス基盤の整備に向けて、民間事業者が行う投資案件形成のための投資可能性調査に必要な経費を支援します。



【海外の冷蔵・冷凍物流倉庫】



【海外での飲食店】

<事業イメージ>

事業対象

案件形成

物流施設に加えて、食品製造業の加工施設や外食産業のフランチャイズ展開などの海外でのビジネス基盤の整備に向けた投資可能性調査を支援

投資の実施

公的機関（政策金融公庫等）及び民間金融機関からの融資等による資金供給

投資可能性調査への支援により、輸出拡大等に寄与する食品関連事業者の海外投資を促進

<事業の流れ>



中南米日系農業者等との連携強化・ビジネス創出事業

令和 8 年度予算概算決定額 74百万円（前年度 74百万円）

<対策のポイント>

- 政府間協定により移住事業が締結された**中南米地域には現在約310万人の日系人が居住**しており、政府全体で中南米地域の日系人社会との様々な交流事業が行われています。また、世界最大の日系人コミュニティを持つ中南米地域は、**日本食への関心や認知度が高く、日系移住者の多くは農業に従事**されています。
- こうした状況のなか、日系人や中南米諸国との良好な関係を維持・強化するべく、**日系農業者・農業団体等を対象に、交流・連携強化の取組、日本企業とのビジネスマッチング、日本における農業研修、官民が連携した取組等**を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出拡大に資するため、本事業に参加した日本企業等の中から各年度 5 年以内に日系農業者・農業団体等とのビジネスが成立。

<事業の内容>

1. 中南米日系農業者や農業団体等との連携強化

- ・ 日本と中南米日系農業者や日系農業者同士の交流・連携強化を図ります。
- ・ 日系農業者と日本の農林水産関係企業との協力を通じた日本企業の現地へのビジネス展開や現地との連携の強化を図るべく、日本及び現地でのビジネスマッチング等を実施します。

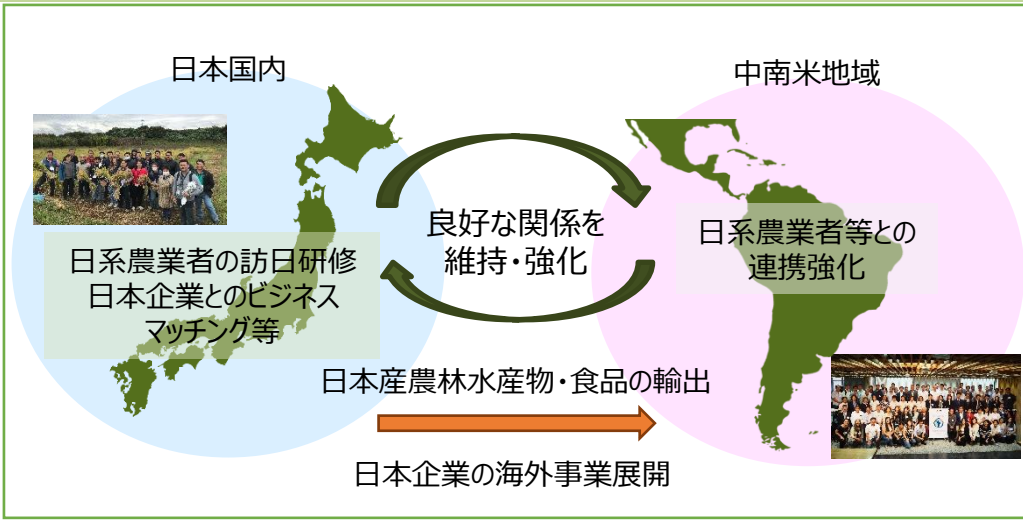
2. 現地の若手リーダー育成や先端技術による生産性向上の支援

- ・ 日系農業者を日本に招へいし、生産性向上等に係る技術研修や日本の農業関係企業や商社との意見交換、セミナー等を実施します。

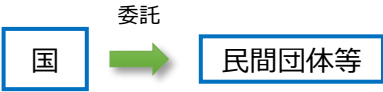
3. 中南米への戦略的ビジネス環境整備

- ・ 中南米における農林水産業・食産業分野でのビジネス環境の整備に向け、情報収集、実証・調査、官民合同での会議やセミナー等を行います。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



中南米の日系農業者と日本の商社や食品・農業関係企業等との連携強化を通じて、農林水産物・食品の輸出を促進するとともに日本企業の現地へのビジネス展開につなげる。

植物品種等海外流出防止・活用推進総合対策事業

令和 8 年度予算概算決定額 199百万円（前年度 152百万円）
〔令和 7 年度補正予算額 200百万円〕

- <対策のポイント>
- 優良品種の海外への流出を防止しつつ海外からの稼ぎにつなげていくため、海外での品種登録や国内外の育成者権侵害対策、戦略的な海外ライセンスの推進等を総合的に支援するとともに、品種保護のための品種識別技術の開発・高度化等の取組を実施します。
- <事業目標>
- 輸出重点品目の海外での 1 品種あたりの平均品種登録国数（2 か国〔令和 9 年度まで〕）

○ 戦略的な海外ライセンスモデルの確立（ライセンス先による商業栽培の開始 1 件以上〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 育成者権の保護・活用支援等113百万円（前年度 97百万円）
〔令和 7 年度補正予算額〕200百万円の内数

① 海外出願促進対策（品種登録（育成者権の取得）の支援）

② 育成者権侵害対策
育成者権の侵害対策に向けた侵害調査、専門家への相談等を支援します。

③ 海外ライセンスの推進に向けた環境整備
ライセンス先に応じた種苗の検疫への対応や現地での試験栽培、我が国品種の導入推進に向けたプロモーション等を支援します。

④ 防衛的許諾モデルの構築
高侵害リスク国での監視・侵害対応を目的とした許諾モデルの構築を支援します。

⑤ 優良品種の実践的な国内管理モデルの導入
苗木のリース方式等を活用した厳格な品種管理のモデルの構築を支援します。

⑥ 種苗資源の保護
種苗生産の維持が困難である在来種等の種苗資源の保存活動を支援します。

⑦ 流通品種データベースの運用
流通名から容易に品種情報を検索できるデータベースの運用を支援します。

2. 育成者権保護のための環境整備86百万円（前年度 55百万円）
グローバルな品種展開に向け、品種保護のための品種識別技術の開発・高度化や、東アジア地域における品種保護の環境整備等の取組を実施します。

<事業の流れ>

国

定額、2/3以内、1/2以内

コンソーシアム（注）
（1 ⑦の事業）

定額、2/3以内、1/2以内

育成者権者
・育成者権管理機関※
・民間団体等
（1 ①～⑥の事業）

委託

民間団体等
（2 の事業）

（注）植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

※適切な育成者権管理を行う機関を認定し、優先的に支援（1 の③④⑤の事業）

<事業イメージ>

1.② 育成者権侵害対策
育成者権者が行う以下の取組を支援
●オンライン取引の巡回・監視等の調査
・いちご、ぶどう等の侵害品が多い品目を中心に行う巡回・監視等
●侵害疑義品への対応
・出品取下げ要請、出品者への警告、訴訟等への対応

1.③、④ 戦略的な海外ライセンスの推進
◆海外ライセンスの推進に向けた環境整備
・検疫への対応や試験栽培等を支援
◆防衛的許諾モデルの構築
・当該国のパートナー候補・品種保護の調査、専門家の活用、契約書の作成等を支援

1.⑤ 優良品種の厳格管理
品種流出防止に向けた産地等のモデル的な取組を支援
【モデル】苗木のリース、管理徹底により産地外流出を実効的に防止

2. DNA品種識別技術の開発・高度化
DNA技術や画像解析技術等を活用し、迅速かつ効果的な品種識別技術の開発・高度化等を実施

相手国

パートナー企業による当該国での監視・侵害対応により無断栽培を抑止

育成者権者

リース

増殖委託

種苗業者

収穫物生産者

契約書作成、説明会の開催、剪定枝の適切な処分等に必要経費を支援

足下の国内管理の徹底

品種登録審査や侵害立証等の対応を加速化

39

〔お問い合わせ先〕 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）

＜対策のポイント＞

農林水産業・食品産業全体の知的財産の保護・活用を進めるため、農林水産業・食品産業についての知見を有する農業知財専門人材（弁護士、弁理士等）による助言や伴走支援を行うための相談窓口の整備を推進します。また、農業現場等の知財意識・能力の向上、農業知財専門人材の育成を支援するほか、海外における模倣品排除のための監視等を行います。

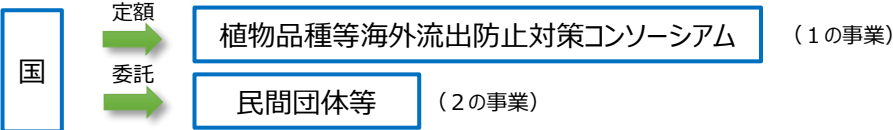
＜事業目標＞

- 相談対応件数（1,000件/年〔令和11年度まで〕）
- 知的財産の保護・活用の優良事例数（100件（累計）〔令和12年度まで〕）

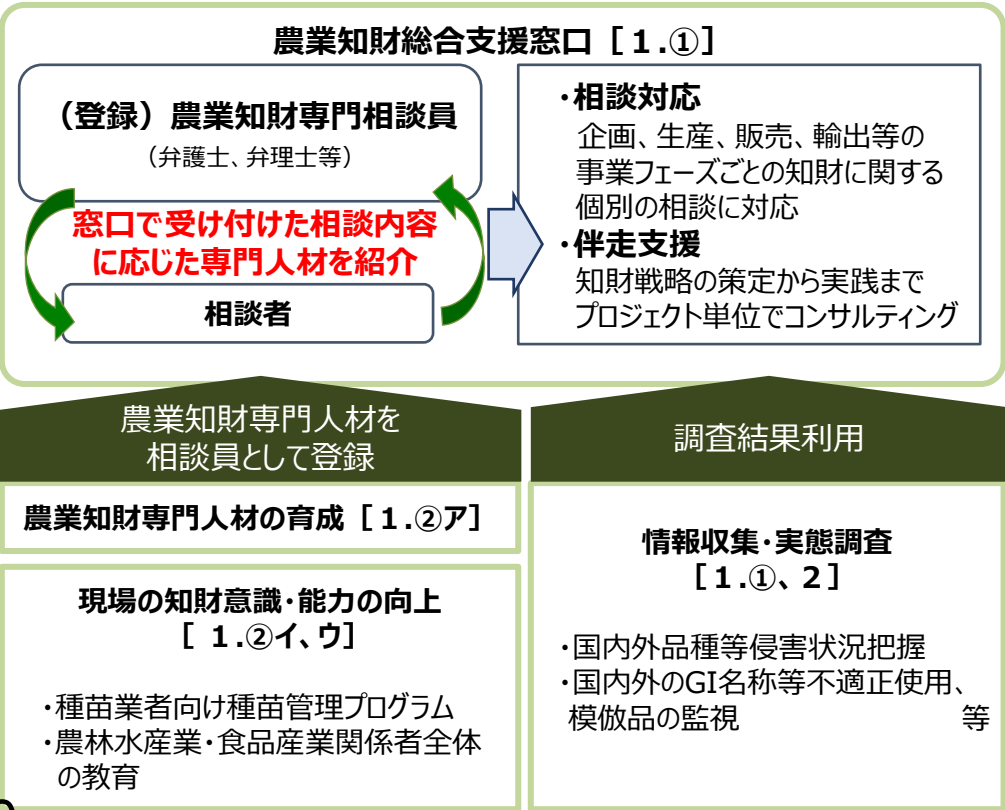
＜事業の内容＞

- 1. 農業知的財産保護・活用等支援事業** **88百万円**（前年度 88百万円）
- ① **農業知財総合支援窓口の整備**
農林水産業・食品産業関係者からの相談内容に応じて、適切な農業知財専門人材を紹介し、**農業知財保護・活用に向けた実践的な相談対応を行うための窓口の整備を推進**します。また、知財の保護・活用に意欲のある相談者に対して、**専門家による伴走支援**を行います。また、これらに必要な情報収集・調査を支援します。
- ② **知財人材の育成・確保**
現場での知財の保護・活用が進むよう、
ア 農林水産業・食品産業に適したアドバイスができる**知財専門人材の育成・確保**
イ **農業・食品産業関係者全体の意識向上**
ウ 現場で知財マネジメントの実践を指揮する**中核人材の育成**を目的とする、研修セミナーの実施を支援します。
- 2. 地理的表示模倣品等対策委託事業** **28百万円**（前年度 28百万円）
国内外における地理的表示（GI）等の**不適正使用や模倣品の監視**を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

農林水産物・食品の付加価値向上・輸出拡大に向け、**地理的表示（GI）**や**商標等**により**ブランドを保護・活用するモデル的な取組**を支援します。
加えて、ブランド化に役立つ**GI保護制度**の活用を進めるため、**登録申請のサポート**や、**国内外における我が国GIの認知拡大を推進**します。

<事業目標>

- 知的財産の保護・活用の優良事例数（100件〔令和12年度まで〕）
- GI登録数の拡大（212産品〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. ブランドの保護・活用により稼ぐモデルの創出支援

GIや商標等を用いたブランドの保護やブランド価値向上・活用の取組が拡大するよう、商標等の権利取得、ライセンス契約の締結、マーケティング等の**モデル的取組**を支援します。

また、その成果を普及し、**優良事例の横展開を図るためのセミナー等の開催**を支援します。

2. 地理的表示（GI）保護制度の活用推進

輸出等により稼ぐことを指向する多様な産品をGI申請につなげるため、**産地等のGI申請をサポート**します。

また、インバウンドや輸出に活用できるよう、**我が国のGI保護制度やGI産品の国内外での認知向上**に向けた取組を推進します。

<事業イメージ>

1. ブランドの保護・活用により稼ぐモデル的取組の拡大

【海外展開に向けた取組の例】

・日本の高糖度トマトのブランド名と栽培技術を商標等により保護しつつ、欧州に現地法人を設立し、商標と技術をセットでライセンスすることで、海外市場を開拓

【インバウンドに向けた取組の例】

・GI産品の緑茶の産地にインバウンドを誘客するため、最高級の緑茶と地元料理に加えて、茶畑の景色や伝統工芸（織物等）も体験できるガイド付きツアーを提供



商標等の権利取得、ライセンス契約の締結、マーケティングや商品開発等の取組を支援して**モデルを創出し**、セミナー等の実施により**横展開**

2. GIの申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築

GI申請支援

産地の申請をサポート

説明会・アドバイス



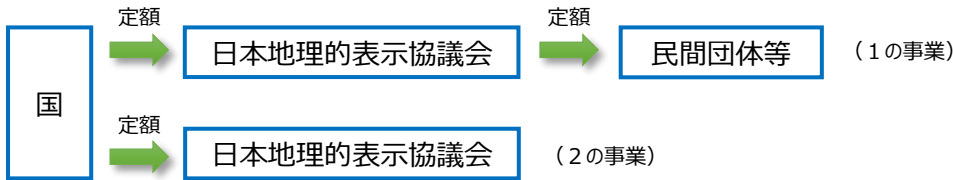
GI登録

GI活用等拡大支援

国内外への発信による認知向上



<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

多様な遺伝資源を活用した優良品種の開発促進を図るため、国際連合食糧農業機関（FAO）への拠出を通じ、食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）事務局の運営に必要な資金を拠出することにより、締約国としての責任を果たすとともに、植物遺伝資源の取得を円滑化します。

また、グローバルサウス地域での遺伝資源の評価・保全に係る技術支援を通じたネットワークを形成することにより、革新的な新品種の開発に向けた基盤を構築します。

植物新品種保護国際同盟（UPOV）への拠出を通じ、国際的に調和した植物品種保護制度の整備支援や植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析を行うことにより、UPOVへの加盟促進や品種保護制度の強化に向けた取組を行います。

＜事業目標＞

- ITPGRFAの枠組みを通じて、植物新品種の開発に資する有用遺伝資源の取得を促進
- グローバルサウス地域における有用在来遺伝資源の保全・活用等を通じた農業の強靱性と生産性等の向上、革新的新品種開発に向けた基盤構築
- アジア諸国等のUPOV加盟促進、品種のライセンス生産により、生産者の経営安定・収益向上に効果がある事例分析を3件以上実施〔令和10年度まで〕

＜事業の全体像＞

1. 食料及び農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）拠出金（FAO拠出） 54百万円

- ITPGRFAは、持続可能な農業及び食料安全保障の観点から、特に重要な食料及び農業のための植物遺伝資源を締約国が円滑に取得するための多数国間の制度を構築しており、本条約への加入とルールメイキングへの参画は、我が国の品種開発を加速化させるために重要です。
- 我が国は本条約に平成25年7月に加入、同年10月発効したことに伴い、締約国として重要な植物遺伝資源の導入が円滑に進展するよう、本条約の事務局運営に必要な資金をFAOに拠出します。

2. グローバルサウス地域の有用在来遺伝資源の保全・活用支援事業（FAO拠出） 34百万円

- 農業の持続的な発展と食料安全保障の確立には、優良品種の開発促進が重要であり、その素材となる多様な植物遺伝資源の保全・活用が不可欠です。このため、FAOへの拠出を通じ、有用遺伝資源が多く存在するものの保全等が十分でないグローバルサウス地域において、我が国への導入も見据えつつ研究機関や民間企業と連携し、イノベーションの実証・導入を通じた遺伝特性評価や種子の生産・品質向上等の取組を支援することで、同地域との新たなネットワークを形成し、革新的な新品種開発に向けた基盤を構築します。

3. 植物新品種のグローバルな保護・活用の環境整備支援事業（UPOV拠出） 80百万円

- アジア諸国等のUPOV加盟促進のため、UPOV制度の役割や便益の周知・啓発、UPOV条約に整合した法整備とその運用体制強化に向けたデジタルツール活用や審査協力の推進等のUPOV事務局による取組を支援します。
- また、UPOV事務局による植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集・分析や持続可能な農業に資する新品種導入等に向けた各国の品種保護制度強化等の取組を支援します。

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国・地域で講じられる規制等の調査・分析、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、輸出先国・地域が求める食品安全規制等への対応強化など、輸出事業者が輸出に取り組むための環境整備を実施します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 425百万円（前年度476百万円）

政府間交渉に必要となる科学的データの収集・分析、輸出障壁解消のための諸外国の規則に関する調査・分析や影響評価等を実施します。

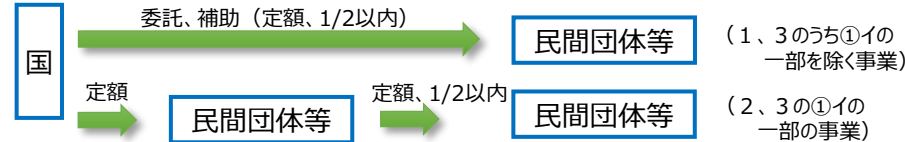
2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上 162百万円（前年度162百万円）

証明書発行や施設の認定を行う自治体、登録認定機関等における研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入等を支援します。

3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化 656百万円（前年度661百万円）

- ① 事業者による輸出先国・地域の規制等へ取り組む対応として
 - ア 農畜水産物モニタリング検査
 - イ 国際的認証の取得、施設認定、輸出先国検査官の招へい、新たな規制等に対応するための検査、HACCPや規制への対応に係る講習会等の開催等を支援します。
- ② 国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を行います。
- ③ EU等向け輸出水産食品取扱施設の認定・監視等を行います。
- ④ 二枚貝等の生産海域指定や輸出の制限要因克服のためのデータを収集します。
- ⑤ 農林水産物・食品製造等施設の登録規制への対応を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【1. 協議の加速化】



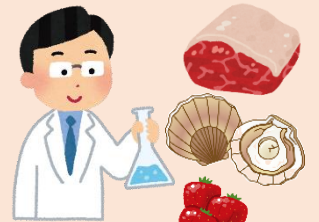
科学的データの収集・分析や規則の調査

【2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上】

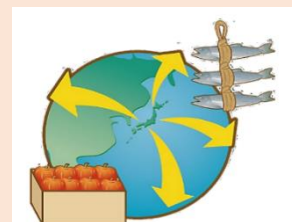


研修等による実務担当者の能力向上の支援
証明書発行業務の人員増強の支援

【3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化】



農畜水産物モニタリング検査等の支援



国際的認証や施設認定の取得等の支援



EU等向け輸出水産食品取扱施設の認定・監視等

【お問い合わせ先】

(1、2、3①③④⑤の事業) 輸出・国際局規制対策グループ (03-6744-2378)
(3②の事業) 消費・安全局食品安全政策課 (03-6744-0490)

輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集等事業

令和8年度予算概算決定額 425百万円（前年度476百万円）

<対策のポイント>

輸出先国・地域の規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化を推進するため、輸出先国・地域からの要求等に応じて必要となる日本産農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データの収集・分析や諸外国の新たな規則に関する調査・分析等を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集

- 放射性物質に係る日本産農林水産物・食品への輸入規制について、規制撤廃に向けた二国間協議を加速させるため、輸出先国・地域からの要求等に応じて必要となる、日本産農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データなどの情報の収集・分析を実施します。
- 放射性物質関係以外の輸入規制や規則についても、食品の安全性や環境への配慮等の観点から次々と新たに高度かつ複雑な規則が制定される方向の中で、こうした規則が日本産農林水産物・食品の輸出の妨げとならないよう、輸出障壁となる可能性がある輸出先国・地域の規則等に関する調査等を実施し影響を評価します。
- 我が国では使用が認められているが、輸出先国・地域では認められていない農薬等の化学物質について、輸出先での基準値設定を申請するために必要な各種試験データの取得や分析、輸出先当局との調整等を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

課題

放射性物質、食品安全、環境への配慮等の規制や規則が輸出障壁となり、日本産農林水産物・食品が輸出できない／今後できなくなるおそれ

調査

- 輸出先国・地域からの要求等に応じて必要となる農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データの収集
- 規制や規則に関する情報収集・分析、輸出に与える影響の評価等



活用

- 適切なデータの提示を通じた二国間協議の加速化
- 規則の内容や、新たな規則に対応するためのガイダンスを輸出に取り組む事業者へ提供等



効果

放射性物質に係る輸入規制の撤廃のほか、収集・分析した情報に基づき、国と輸出事業者双方が規則への対応を進めることにより、日本産農林水産物・食品の輸出先国・地域や輸出可能な品目が拡大



自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業

令和8年度予算概算決定額 162百万円（前年度162百万円）

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出に必要な輸出証明書の発行、輸出施設の認定の迅速化のため、また、輸出に取り組む事業者の利便性を向上させるため、これらの業務を担う自治体や民間検査機関等の体制強化をします。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 体制強化・能力向上

実務担当者の能力向上を図るため、研修の受講、開催等を支援します。
また、輸出を希望する事業者の利便性向上を図るため、証明書の発行等を行う人員の増強、検査に必要な試験所認定の取得等を支援します。

2. 検査機器導入等

農林水産物・食品の輸出に必要な検査について、迅速化や効率化に必要な検査機器の導入や更新等を支援します。

<事業イメージ>



研修等による実務
担当者の能力向上

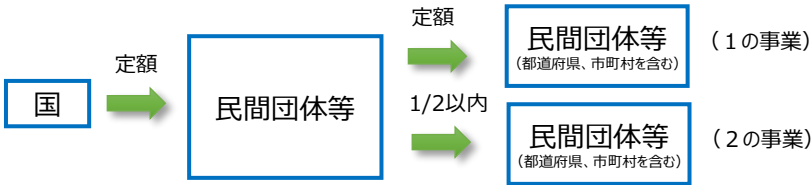


証明書発行業務の
人員増強



検査機器の導入

<事業の流れ>



農畜水産モニタリング検査支援事業

令和8年度予算概算決定額 251百万円（前年度251百万円）
〔令和7年度補正予算額 24百万円〕

<対策のポイント>

輸出先国・地域が求める、農畜水産物の動物用医薬品等の残留物質モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ症・結核モニタリング検査、二枚貝の生産海域モニタリング検査等について、民間団体等が実施するこれらの検査に要する経費を定額で支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 畜産物モニタリング検査支援

輸出先国・地域が求める畜産物の動物用医薬品、農薬等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を定額で支援します。

2. 水産物モニタリング検査支援

輸出先国・地域が求める水産物の動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を定額で支援します。

3. 農産物モニタリング検査支援

輸出先国・地域が求める青果物の残留農薬、微生物、重金属等の検査に係る経費を定額で支援します。

4. 生産海域モニタリング検査支援

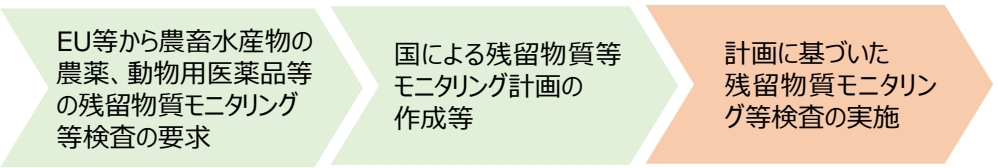
輸出先国・地域が求める二枚貝の生産海域でのプランクトン及び貝毒等の検査に係る経費を定額で支援します。

<事業の流れ>

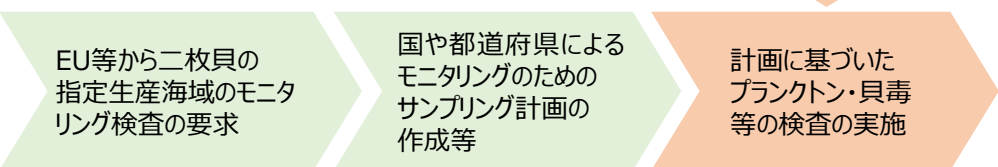


<事業イメージ>

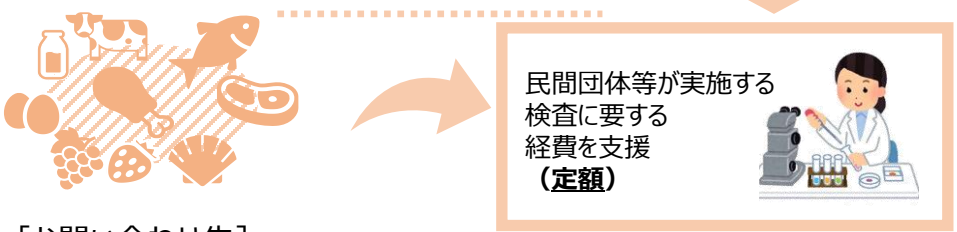
（1～3の事業）



（4の事業）



※ 国の公的管理の下、残留物質等モニタリング検査の実施により、引き続き、輸出ができるステータスを維持



【お問い合わせ先】

1,3の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）
2,4の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

＜対策のポイント＞

輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている**国際的認証の取得、輸出先国の要件に適合する施設の認定、輸出先国の規制に関する講習会等の開催、輸出先国検査官の招へい等**に係る事業者の取組を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 国際的に通用する認証の新規取得の支援

輸出拡大に繋がる国際的に通用する認証等の新規取得の取組について支援します。

2. 輸出先国の要件に適合する施設の認定支援

輸出先国・地域からの施設認定の取得等について支援します。また、認定のための審査や現地確認等を実施する取組を支援します。

3. 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

事業者に対する輸出先国・地域が求めるHACCP導入等に必要な一般衛生管理や輸出先国の規制への対応に係る講習会等の開催、技術的指導等の取組を支援します。

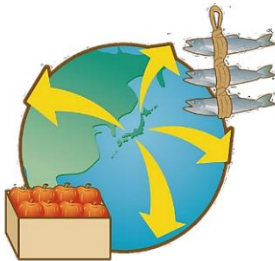
4. 査察や合同輸出検査等に係る輸出先国検査官の招へい

輸出先国・地域の検査官を招へいして行う査察、合同輸出検査等について支援します。

5. 輸出先国が求める条件に応じた検査等の支援

輸出先国・地域の法令等に基づき求められている輸出前検査や適合宣言書作成、新たに求められる規制等への対応について支援します。

＜事業イメージ＞



国際的認証等の新規取得



施設認定等の取得
や審査・現地確認



講習会等による輸出先国の
規制等の理解向上

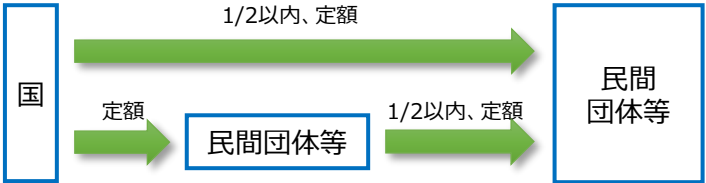


輸出先国検査官の
招へい



輸出先国の求める条件に
応じた検査や適合宣言書
の作成

＜事業の流れ＞



（2の一部、4）

（1、2の一部、3、5）

【お問い合わせ先】

1,4,5の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）
2,3の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業

令和8年度予算概算決定額 44百万円（前年度 54百万円）

＜対策のポイント＞

食品安全等に関する輸出先国・地域の規制において、相手国から農畜水産物の生産段階での衛生管理が求められています。特に二枚貝の輸出に関しては、細菌を対象にした既存のリスク管理に加え、今後、ウイルスも対象にしたリスク管理が国際社会のスタンダードになることも想定されることから、**我が国の二枚貝の衛生状態の調査を実施するとともに、我が国の実態に合った二枚貝の衛生管理方策（ノロウイルス（NoV）についての養殖海域/加工場における衛生管理）を検証・普及**します。

＜事業目標＞

国産二枚貝の安全性を向上させるため、**国際的な衛生管理基準に整合した衛生管理方策の検証・普及**

＜事業の内容＞

国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業

養殖カキ中のNoVについて実態を調査し、科学的なデータに基づいて、衛生管理の向上を図ることにより、安全なカキ等の二枚貝を国内外に供給していきます。

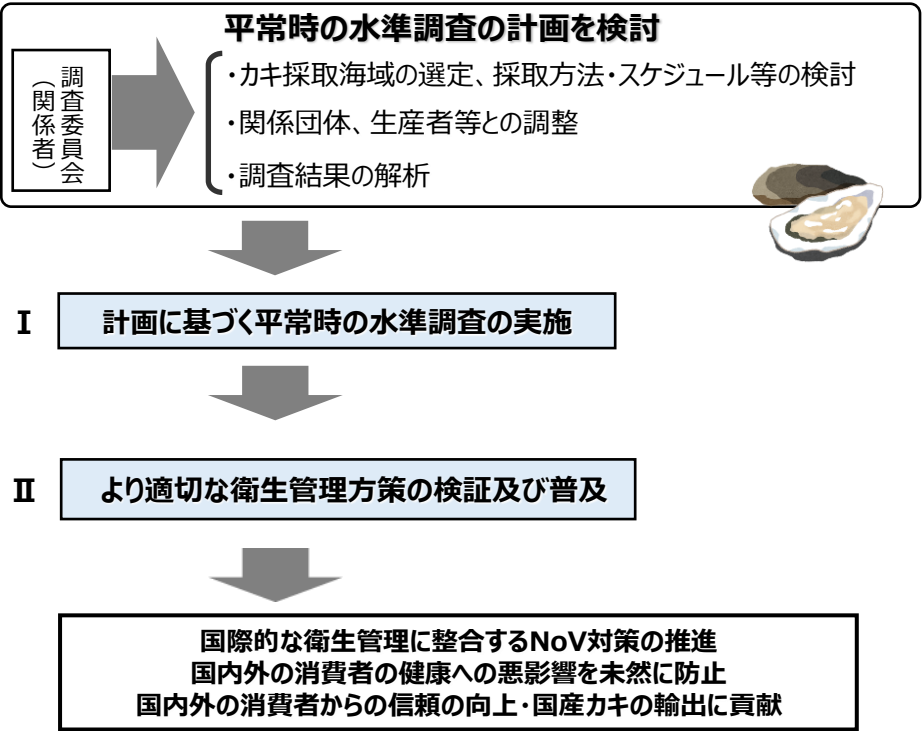
- I 国内のカキ生産地と連携し、養殖海域/加工場における**国産カキのNoV保有状況（平常時の水準）**の調査を行い、主要な生産地における実態を把握します（R7～8年度）。
- II 過去の調査事業で得られた現状の衛生管理の情報及び[I]の調査で得られた情報をもとに、国際的な動向を踏まえ、ウイルスを指標とした海域管理等のNoVリスク低減に向けた**衛生管理方策を重点的に検証・普及**します（R7～8年度）。

（※ 欧州13カ国は、欧州域内で生産されたカキのNoV保有水準を調査し（上記[I]に同じ）、衛生管理の向上を進めています。欧州等への輸出には同様の管理を求められる可能性を考慮し、国内の対策を進める必要があります。）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



二枚貝の科学的・客観的な衛生管理の推進

EU等向け輸出水産食品取扱施設の認定・監視事業 令和8年度予算概算決定額 80百万円（前年度70百万円）

〔令和7年度補正予算額 111百万円〕

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、農林水産省が行う輸出施設の認定審査及び定期監視、輸出の際の荷口確認等を実施します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. EU等向け認定施設への定期監視等

- ① 輸出拡大に伴い増加する認定施設の定期監視、荷口確認、サンプリングを実施
- ② 定期監視員、荷口検査員養成講習会の実施

2. 都道府県職員に対する監視指導等の実施

冷凍船認定にかかる現地指導、都道府県職員向け講習会等の実施

3. EU等向け施設認定に係るガイドライン等の作成

加工施設、保管倉庫、市場、養殖場、生産漁船、冷凍船認定にかかるガイドライン等の作成

4. EU等向け施設認定に係るスクリーニングの実施

新規申請施設に対して認定にかかるスクリーニングを実施

＜事業の流れ＞



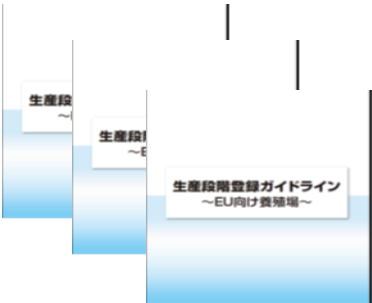
＜事業イメージ＞



定期監視、荷口確認等の実施



冷凍船認定の現地指導、都道府県向け講習会等の実施



加工施設、冷凍船等認定にかかるガイドライン等の作成



施設認定にかかるスクリーニングの実施

輸出環境整備推進事業のうち
生産海域の指定等に向けた基礎データの収集事業

令和8年度予算概算決定額 24百万円（前年度20百万円）

＜対策のポイント＞

輸出先国・地域から求められている二枚貝の生産海域の指定に必要な基礎データ（化学物質や微生物の分析等）を収集し、行政機関や関係事業者と当該海域の管理方法を検討します。また、EUから求められている二枚貝の定期的なモニタリングを実施します。
また、輸出国側の規制に対応するため二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データを収集します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 生産海域の指定に必要な基礎データの収集

（1）海域指定に必要なデータの収集

米国、EU等向けの活二枚貝輸出について、生産海域の指定に必要な基礎データ（二枚貝に含まれる化学物質、重金属、貝毒や貝毒産生プランクトン等）を収集します。

（2）有識者による検討会の開催

活二枚貝等の輸出に関する検討会を開催し、米国及びEUの規制に適合する海域管理方法のモデルについて取りまとめを行います。

2. 定期的な海域モニタリングの実施

EU向け二枚貝の輸出において、生産海域の指定の維持に必要な化学物質や微生物等の定期的なモニタリングを実施します。

3. 輸出先国の規制に対応するための基礎データの収集

輸出先国・地域の規制に対応するため二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データ（ホタテの中腸腺除去による貝毒低減効果、非加熱二枚貝について米国から要求されるデータ等）を収集します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



二枚貝に含まれる
化学物質等のデータ収集
二枚貝等の生産、流通、加工
における基礎データ収集



輸出先国の規制に適合する
海域管理方法について検討会の開催



生産海域における
定期的なモニタリング

＜対策のポイント＞

中国等の輸出先当局による農林水産物・食品の製造等を行う国内事業者への登録義務規制等に対して、施設登録時の書類確認、適合性の現地調査、規制内容の周知、相談対応等を実施します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

- ・ 国内事業者が行う輸出先当局に対する施設登録について、施設や衛生管理が輸出先国・地域の要件に適合しているかの書類確認や登録申請などの手続きを、日本の管轄当局が行うよう輸出先当局から求められるケースが増えています。
- ・ これらの輸出先当局からの要求に対応し、我が国事業者の輸出の維持・拡大をするために必要な取組を実施します。

（施設登録に関して日本の管轄当局の管理が求められている例）

○ 中国向け食品の企業登録

2022年1月以降、特定の品目については、製造・保管等を行った企業を輸出国の管轄当局が中国当局に登録することが求められています。

○ インド向け水産食品等の製造等施設登録

インド向け水産食品等について、輸出国の管轄当局を通じて施設登録の申請を行い、インド政府の承認を受けることが求められています。

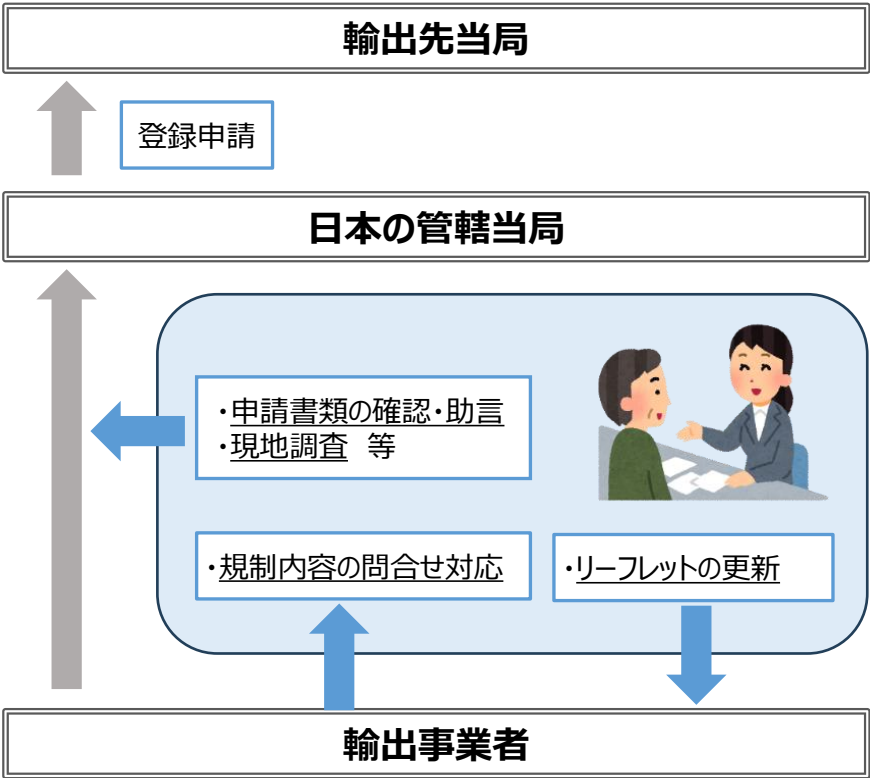
○ インドネシア向け乳製品等の製造施設登録

インドネシア向け乳製品については、輸出国の管轄当局を通じて施設登録の申請を行い、インドネシア政府の承認を受けることが求められています。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



米穀周年供給・需要拡大支援事業

令和8年度予算概算決定額 5,000百万円（前年度 5,000百万円）

＜対策のポイント＞

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援します。

＜事業目標＞

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

＜事業の主な内容＞

＜事業イメージ＞

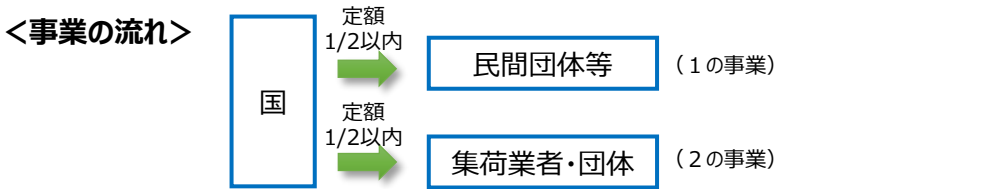
全国事業

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要拡大に向けた商品開発・ニーズに基づく播種前契約のための取組、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組等を支援します。

産地事業

- 2. 周年供給・需要拡大支援**
- 産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。
- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
 - ② 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
 - ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
 - ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

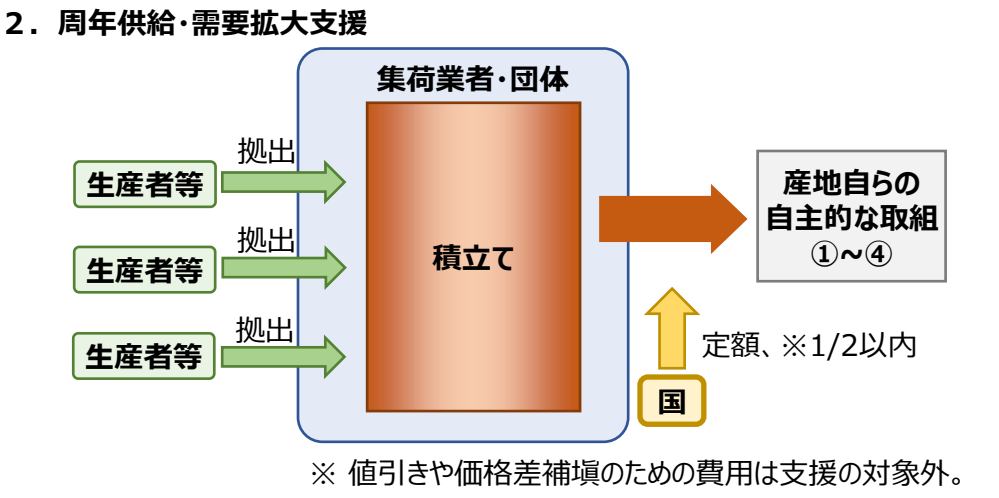


1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

〔セミナー〕

〔展示商談会〕

〔個別商談会〕



※ 値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外。

米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業のうち
米・米加工品輸出拡大推進事業

令和8年度予算概算決定額 200百万円（前年度 — ）

<対策のポイント>

日本産米・米加工品の更なる輸出拡大に向け、進出候補先国・地域の市場リサーチや海外需要開拓・定着、海外需要に応える環境整備等の取組を支援します。

<事業目標>

「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」の輸出の拡大（922億円（35.3万トン）〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 進出候補先国・地域の市場リサーチ等の取組の推進

90百万円

輸出事業者等の海外進出・展開に向けた、未開拓地域・商材市場の開拓に先立って実施する市場リサーチからテストマーケティングに至る初期活動の取組を一体的に支援します。

2. 輸出事業者等による海外需要開拓・定着等の取組の推進

92百万円

海外需要の創出・開拓・定着を図るため、輸出事業者等が連携した一体的取組、個社の強みを活かした挑戦的な取組、ブランディングによる販売力強化に資する取組等を支援します。

3. 海外需要に応える環境整備のための実証への支援

8百万円

輸出事業者と有望な産地をマッチングする仕組の構築、有望な輸出産地を形成するための実証等の取組を支援します。

4. 海外規制等に対応する取組への支援

10百万円

残留農薬・重金属検査やくん蒸など、米・米加工品の輸出に際して必要となる輸出先国・地域が求める規制や海外実需者が求める要件に対応するための取組を支援します。

<事業イメージ>

【1. 進出候補先国・地域の市場リサーチ等の取組の推進】

海外での市場リサーチからテストマーケティングに至る初期活動の支援により未開拓地域・商材の市場開拓を後押し

事業を通して得られた情報を広く共有することで多くの事業者の参入障壁が低減

リサーチ情報共有

【2. 輸出事業者等による海外需要開拓・定着等の取組の推進】

ブランディングによる販売力強化

個社の強みを活かした挑戦的な取組

輸出事業者等が連携した一体的取組

【3. 海外需要に応える環境整備のための実証への支援】

事業実施主体

輸出事業者と有望な産地のマッチング

継続的に安定供給できるかの検証

【4. 海外規制等に対応する取組への支援】

残留農薬・重金属検査

海外実需者が求める国際認証取得への対応

<事業の流れ>

```
graph LR; A[国] -- "定額、1/2以内" --> B[民間団体等]
```

53

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-6738-6069）

＜対策のポイント＞

食品添加物等に関し、他国で使用が認められていない場合がある中、中小の食品製造事業者等が代替添加物を検討するため、添加物等の規制情報を整理した**早見表等**について**最新情報への更新等**を行うとともに、その活用を促進することにより、他国で認められている添加物等への切替を行いやすくするほか、**包装材や食品表示等食品規制の相談体制を整備**することにより輸出拡大に繋がります。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

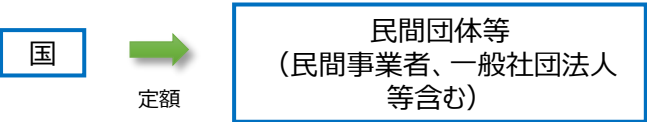
1. 食品添加物等の規制調査

令和6年度で作成した保存料等の早見表（用途、使用基準、規格等）等の規制情報の改正状況についてフォローアップをし**最新情報に更新等**を行います。

2. 早見表等の活用促進等相談体制の整備

添加物等の規制情報を整理した**早見表等の有効活用**に向けて、食品製造事業者等に対し代替添加物利用に関する知見の共有等に加え、その他の食品関連規制（包装材、食品表示、食品安全等）に関する課題解決を支援するため、**加工食品輸出に関する添加物や包装材等の食品規制に係る相談体制を整備**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 食品添加物等の規制調査

海外食品添加物規制早見表

保存料早見表

用途一覧 保存料 国・地域選択 添加物名選択 キーワードを入力 検索

和名	英名	日本	米国	EU (英国含む)	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州
e-ポリリシン	e-Polylysine	既存	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×
カワラダモギ抽出物	Rumput roman extract	既存	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

保存料等の
規制情報の更新等

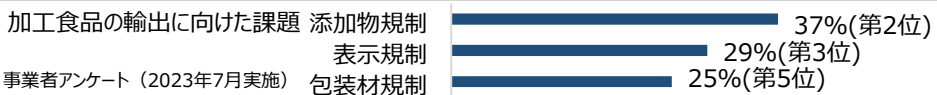
2. 早見表等の活用促進等相談体制の整備

加工食品の輸出に向けた課題例

- ・添加物について自社製品の条件（物性・水分値・pH値等）により、代替添加物の機能発現具合が異なるため、一つ一つの検証が大変。
- ・包装材についてEUの包材規制やプラスチック削減条約により従来の容器包材が使えなくなる。
- ・食品表示について国や地域ごとに細かい規定があり個別対応が求められる。



- ・早見表活用の相談対応
- ・出張相談の実施



＜対策のポイント＞

消費者の健康への悪影響を未然に防止するため、農場や食品等の有害化学物質・微生物の汚染実態調査、事業者等と連携した低減対策等の策定を行うとともに、低減対策等の効果検証等を推進します。

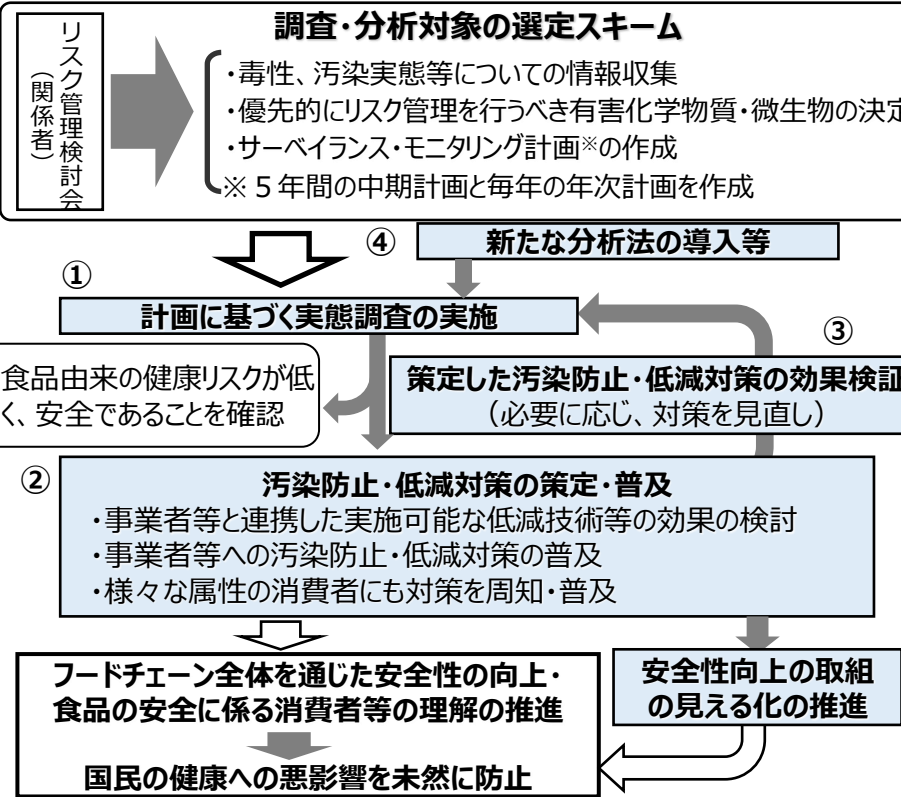
＜政策目標＞

リスク管理の優先度が高いとしている危害要因、品目の組合せごとに、有効で実践可能なリスク管理措置を明らかにし、消費者の健康被害を未然に防止

＜事業の全体像＞

1. 有害化学物質リスク管理基礎調査事業
124百万円（前年度 124百万円）
2. 微生物リスク管理基礎調査事業
71百万円（前年度 71百万円）
- （1. 2. とともに以下の事業を実施）
- ① 食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある有害化学物質・微生物について、食品等の汚染実態を調査します。
- ② 人の健康への悪影響が懸念される有害化学物質・微生物について、事業者等と連携して実施可能な汚染防止・低減対策の策定等を行います。
- ③ 策定した汚染防止・低減対策の効果検証のため、食品等の汚染実態を調査します。
- ④ 新たに対応が必要な有害化学物質・微生物について、分析機関の人材育成等の観点も踏まえ、新たな分析法の導入や分析に必要な標準試薬の作製を行います。
- ⑤ 輸出重点品目や新たな食料源として国際規格の必要性が検討されている品目を対象に、重点的な実態調査や衛生管理の有効性検証のための調査を行います。

（関連事業）
輸出環境整備推進事業のうち国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進
1, 323百万円の内数
国際的な衛生管理基準に整合していくため、我が国のカキの衛生状態の調査を実施するとともに、我が国の実態に即した二枚貝の衛生管理方策を検証・普及します。



＜事業の流れ＞



<対策のポイント>

相手国の検疫措置による産地負担が大きい果樹等について、産地が長期的に対応可能な検疫条件の設定及び円滑な輸出検査のため、**病害虫の発生状況等の調査、簡易なリスク管理技術の確立及び次世代型植物検疫措置の構築**を輸出産地と連携して行います。

<事業目標>

検疫が過度な負担となり輸出拡大が困難な果樹等の新規輸出解禁、輸出検疫条件の緩和

<事業の内容>

1. 病害虫の発生状況等の調査

我が国では問題となっていない検疫対象病害虫の**生態**、農産物に対する**寄生性**等を輸出産地と連携して調査し、エビデンスとして整理します。

2. 簡易なリスク管理技術の確立

相手国から求められている植物検疫措置に関し、**輸出産地が長期にわたって実施可能な手法や技術の確立**に向けて、それらの**効果を証明するためのデータ**を収集・整理します。

3. 次世代型植物検疫措置の構築

リスク低減効果と環境負荷の低減及び農作物の品質保持が両立する新たな**検疫措置を構築**します。

<事業イメージ>

【病害虫の発生状況等の調査】



病害虫の発生実態
果実への寄生性



病害虫の生態や分布

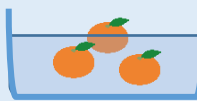


調査

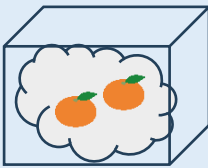
オウトウショウジョウバエ等の病害虫

- ・我が国産地では被害軽微
- ・国内被害が小さいためデータ不足
- ・未発生の相手国は警戒し措置要求
- ・果樹輸出に支障発生

【簡易なリスク管理技術の確立】
(例) 殺菌処理方法の確立



- ・薬剤浸漬による殺菌処理
- ・果実が濡れることによる**貯蔵性低下**や液体の調製等の処理の**作業性が悪い**



- ・果実を濡らさない方法による殺菌処理
- ・果実が濡れないため**貯蔵性低下が改善**
- ・薬液の調製の手間が**不要**

【次世代型植物検疫措置の構築】

サプライチェーンに含まれる一定の病害虫リスク低減効果が見込める管理

(例)



園地防除



選果

複数の管理手法を組み合わせた検疫措置の評価方法を構築

<事業の流れ>



エビデンスに基づき相手国と協議し、検疫条件の設定・緩和

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
木材等の付加価値向上・需要拡大対策

令和8年度予算概算決定額 1,495百万円（前年度 1,354百万円）
〔令和7年度補正予算額（林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部）3,314百万円〕
〔令和7年度補正予算額（花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策）5,564百万円の内数〕

<対策のポイント>

非住宅分野等における国産材の需要拡大や付加価値向上、山村地域の賑わいや所得向上に向け、J A S 構造材・C L T 等を活用した木造化、合理的な木材価格の形成の促進、木質バイオマスの利用環境整備、C L T 等の輸出の促進、特用林産物の競争力強化、森林の様々な価値や機能の総合的な利活用により持続的かつ適正な森林管理を図る「森業」の推進等の取組を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（35百万m³〔令和6年〕→ 42百万m³〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 建築用木材供給・利用強化対策

J A S 構造材・C L T 等を活用した木造化、合理的な木材価格の形成の促進、木材産業の人材の確保に向けた取組を推進します。

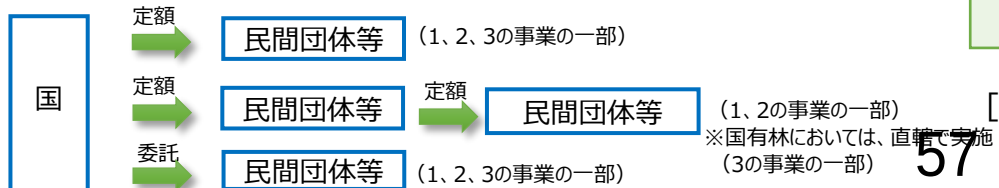
2. 木材需要の創出・輸出力強化対策

木質バイオマスの利用環境整備、C L T 等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、合法伐採木材等の流通及び利用の促進、生産性向上等による特用林産物の競争力強化に向けた取組を支援します。

3. 「森業」推進プロジェクト

山村地域の振興と持続的かつ適正な森林管理を図るため、森林の空間利用を始めとする「森業」を通じて森林所有者への収益還元や民間資金の導入等を進めるための実証的な取組を実施し、その結果の横展開を図るとともに、森林への理解醸成のため国民参加の緑化運動を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○ J A S 構造材・C L T 等による木造化

○ 合理的な木材価格の形成の促進

○ 木質バイオマスの利用環境整備

○ C L T 等の輸出の促進

○ 森業を通じた森林管理手法の実証

○ 国民参加の緑化運動の推進

【お問い合わせ先】（1の事業）林野庁木材産業課（03-3502-8062）
（2の事業）木材利用課（03-6744-2120）
（3の事業）森林利用課（03-3502-0048）

インバウンドによる食関連消費拡大

令和 8 年度予算概算決定額 138百万円（前年度 26百万円）
〔令和 7 年度補正予算額 138百万円〕

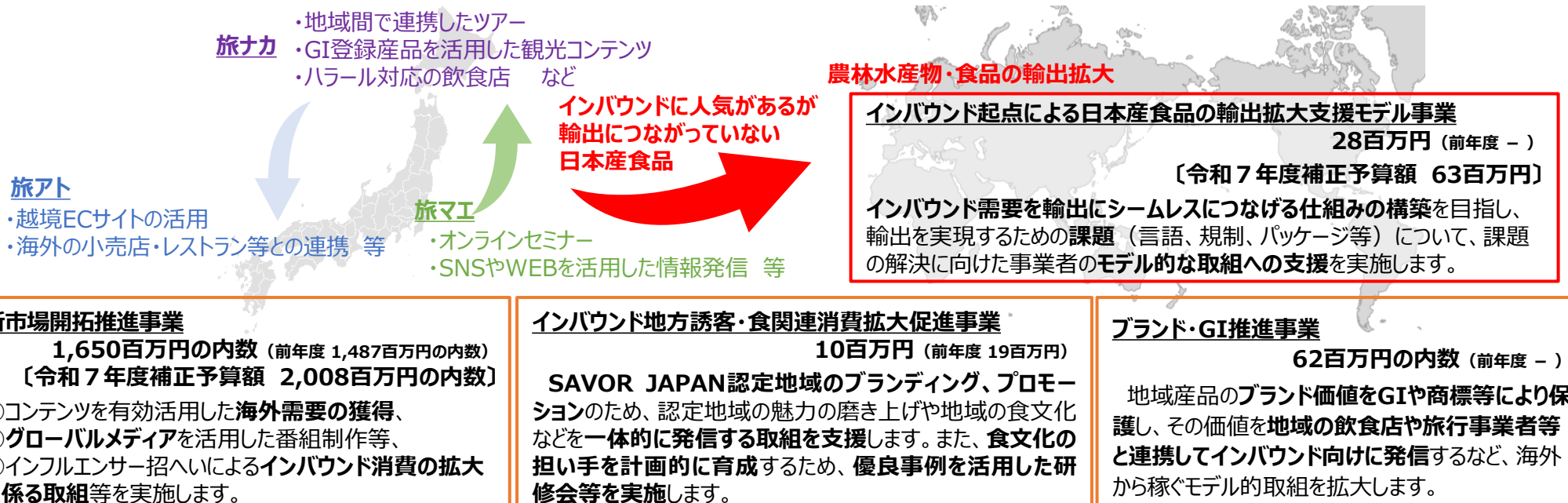
<対策のポイント>

インバウンド食消費と輸出拡大の好循環を形成すべく、インバウンドを起点としてシームレスに輸出につながるようなモデル的な取組等を支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の全体像>



（関連事業）

- 農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型） 7,045百万円の内数（前年度 - ）
ターゲット国のニーズ調査、農泊地域と地域ならではの「食」を提供する団体等との連携体制構築、インバウンド向けの「食」に特化した高付加価値なコンテンツ造成、多言語での情報発信等の一体的な取組や、「食」の高付加価値化に不可欠な施設の整備等を支援します。
- 海業振興支援事業 250百万円の内数（前年度 - ）〔令和 7 年度補正予算額 302百万円の内数〕
海業の全国展開にあたり、国の施策として取り組むべきテーマ（インバウンド対応等）について、海業の取組に必要な調査、計画、実証等によるモデルづくり等を支援します。

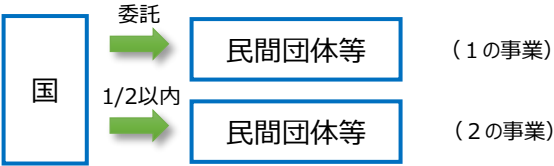
農林水産物・食品の輸出促進のうち
インバウンドによる食関連消費拡大推進事業

令和8年度予算概算決定額 37百万円（前年度 19百万円）
〔令和7年度補正予算額 63百万円〕

- ＜対策のポイント＞
- SAVOR JAPAN認定地域の一体的な情報発信や、インバウンドに人気の日本産食品をシームレスに輸出につなげるモデル形成を進めることで、インバウンドによる食関連消費を拡大し、農林水産物・食品の輸出拡大につなげる取組を推進します。
- ＜事業目標＞
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕） ○ インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞
1. インバウンド地方誘客・食関連消費拡大促進事業 10百万円（前年度19百万円） SAVOR JAPAN認定地域のブランディング、プロモーションのため、地域の魅力の磨き上げを行うとともに、日本政府観光局（JNTO）等と連携し、日本産食材と地域の食文化・景観などを一体的に発信する取組を支援します。 また、認定地域において、インバウンド地方誘客や食関連消費の拡大を支える食文化の担い手を計画的に育成するため、若手や女性を含め、優良事例を活用した研修会等を実施します。	特色ある食体験を核とした付加価値の高いツアー造成（1の事業） モデル実証 ○「SAVOR JAPAN」は、地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として、訪日外国人の誘致を図る地域の取組を認定する制度 ○インバウンド地方誘客や食関連消費拡大の向け、SAVOR JAPAN認定地域の磨き上げや一体的な情報発信等を実施。 
2. インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大支援モデル事業 28百万円（前年度－） 近年のインバウンドの増加により、主に国内向けに製造された商品のニーズが高まっています。インバウンドに人気のある日本産食品を海外の規制等に適合させ、シームレスに輸出につなげていくことができるよう、対応すべき課題（言語、嗜好、添加物、表示事項、国内向けと海外向けを同一ラインで製造することによる既存設備の有効活用等）の解決に向け、他企業にも応用可能なモデル的取組を支援します。	インバウンド需要を輸出にシームレスにつなげる仕組みの構築（2の事業） モデル的な取組への支援 ○日本産食品を輸出する際は、現地需要及び規制に適合する仕様変更等を行ってきた ○国内の商品をシームレスに輸出できるよう課題の解決に向け他企業にも応用可能な取組を支援 【他企業にも応用可能な取組例】 ・ ハラル認証の取得 ・ ヴィーガン向け商品パッケージの開発 ・ 食品表示の多言語化 ・ 海外の添加物規制等に適合した食品等

＜事業の流れ＞



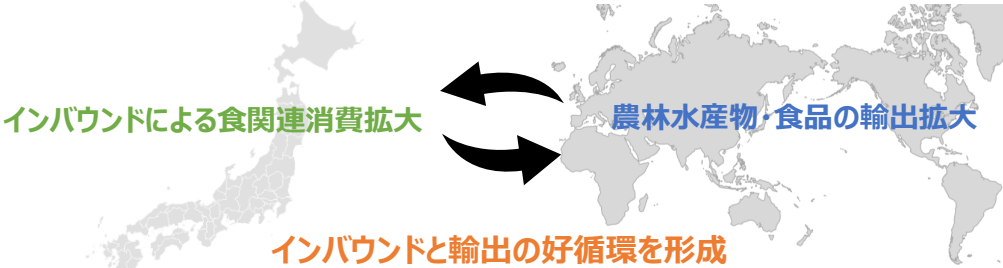
国 → 委託 → 民間団体等（1の事業）

国 → 1/2以内 → 民間団体等（2の事業）

インバウンドによる食関連消費拡大

農林水産物・食品の輸出拡大

インバウンドと輸出の好循環を形成



【お問い合わせ先】

（1の事業） 59 官房新事業・食品産業部 食文化課 食文化室

（2の事業） 輸出・国際局 海外需要開拓グループ

（03-6744-2012）

（03-6738-7899）

インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大支援モデル事業

令和8年度予算概算決定額 28百万円（前年度 -）
〔令和7年度補正予算額 63百万円〕

＜対策のポイント＞

訪日外国人（インバウンド）に人気があるが、輸出につながっていない日本産食品について、輸出を実現するための課題を明らかにし、課題の解決に向けた事業者のモデル的な取組を支援することで、インバウンドを起点とした食品の輸出を拡大することを推進します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

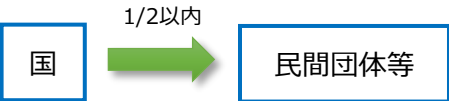
インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大支援モデル事業

28百万円（前年度 -）

近年のインバウンドの増加により、主に国内向けの食品の需要が高まっています。インバウンドに人気のある日本産食品を海外の規制等に適合させ、シームレスに輸出できるよう、対応すべき課題（※）の解決に向け、他企業にも応用可能なモデル的取組を支援します。

対応すべき課題：
多言語表示、規制、添加物、表示事項、インバウンドにも分かりやすいPR（掲示等）手法、国内外向け食品の同一ライン製造のための既存設備の活用、ハラール・ヴィーガン等の認証の取得・更新、効果検証 等

＜事業の流れ＞



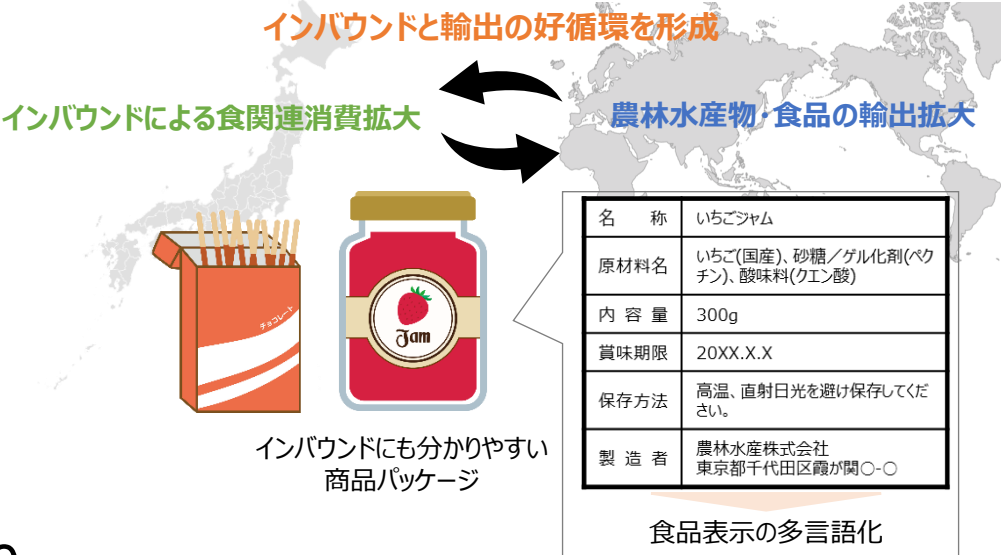
シームレスに輸出できる他企業にも応用可能な日本産食品のモデルとなる取組への支援イメージ

多様なニーズへの対応

- ・ハラール認証の取得に関する情報提供
- ・ヴィーガン向け商品パッケージの開発
- ・食品表示の多言語化
- ・インバウンドに分かりやすい掲示法 等

国内製品の海外仕様化

- ・海外の添加物規制等にも適合した食品の国内消費者へのテスト販売



インバウンド地方誘客・食関連消費拡大促進事業

令和 8 年度予算概算決定額 10百万円（前年度 19百万円）

＜対策のポイント＞

海外の方の日本食・食文化への興味・関心を高めるとともに、農林水産物・食品の輸出に繋げる好循環の構築に向け、インバウンドによる食関連消費の拡大を図るため、SAVOR JAPAN認定地域の磨き上げや一体的な情報発信等を行います。

＜事業目標＞

- インバウンド需要の増大（訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円〔令和12年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. ブランディング、プロモーションの実施

SAVOR JAPAN認定地域のブランディング、プロモーションのため、地域の魅力の磨き上げを行うとともに、JNTO等と連携し、日本産食材と地域の食文化・景観などを一体的に発信する取組を支援します。

2. 地方誘客・食関連消費拡大の取組を支える食文化の担い手の計画的な育成

認定地域において、インバウンド地方誘客や食関連消費の拡大を支える食文化の担い手を計画的に育成するため、若手や女性を含め、優良事例を活用した研修会等を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

ブランディング・プロモーションの実施

地域の食、農林水産業の魅力でインバウンド誘客、食関連消費拡大のための取組を実施



- ・ 訪日外国人のニーズに対応した食体験コンテンツを造成するため、専門家の派遣等により、磨き上げ等の取組を支援します。
- ・ 国内外の観光・物産博における出展の支援、認定地域での食と食文化に係る情報の一体的な情報発信を支援します。

4. Tracing Hiroshima's oyster tradition



For some travelers, this could be a little-known fact about Hiroshima: it is the oyster capital of Japan. According to government data, it produces about 20,000 tons of oysters each year, accounting for 60 percent of the nation's oysters, thanks to nutrient-rich waters off Hiroshima Bay. The prefecture's reputation as an oyster producer has also gained international acclaim, highlighted by the first export of Japanese oysters to the EU in 2023.

JNTOと連携した海外発信

食文化の担い手の計画的な育成

若手・女性をはじめとしたSAVOR JAPANに取り組む食文化の担い手を育成

- ・ 若者や女性ならではの感性や視点、アイデア、情報発信・コミュニケーション能力を生かした活動を促進

【再掲】農林水産物・食品の輸出促進のうち
新市場開拓推進事業

令和 8 年度予算概算決定額 1,650百万円（前年度 1,487百万円）
〔令和 7 年度補正予算額 2,008百万円〕

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品の輸出を促進するため、JETRO・JFOODOによる新市場の開拓等に向けた商流構築及び海外消費者向け戦略的プロモーション、日本食・食文化の普及を担う海外人材の育成等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額（3兆円〔令和12年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 戦略的輸出拡大サポート事業 1,467百万円（前年度 1,297百万円）

新市場の開拓に向けた取組を促進するため、

- ① JETROによる現地系市場、未開拓の有望エリア等の新規商流構築、輸出事業者への情報提供や伴走支援等の取組を支援します。また、海外展開に取り組む食品産業とその原材料調達元になり得る農林漁業者との商談組成などを支援するとともに、「日本産食材サポーター店」の中でも特に日本産食材の活用に意欲が高い飲食店等を後押しします。
- ② JFOODOによるJETRO等と連携した海外消費者向け戦略的プロモーション等の取組を支援します。輸出拡大とインバウンド消費の好循環を形成するための情報の集約と一元的な発信を担うポータルサイトの充実を図ります。

2. 輸出に取り組む優良事業者表彰事業 8百万円（前年度 8百万円）

輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、優良な取組を広く紹介します。

3. 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業

175百万円（前年度 181百万円）

海外における日本食・食文化の普及を担う外国人料理人の育成並びに日本食・食文化及び日本産食材の魅力発信等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 621、3の事業） 輸出・国際局海外需要開拓グループ（03-3502-8058）
（2の事業） 輸出支援課（03-6744-2398）

＜事業イメージ＞

戦略的輸出拡大サポート（JETRO・JFOODO）



海外見本市に設置する
ジャパンパビリオン



海外バイヤーを招へいた
国内商談会



現地小売店での日本産品の
店頭プロモーション

優良事業者表彰



表彰式典

日本食・食文化の普及



外国人料理人への
日本料理研修



海外料理学校等での日本食
指導人材の育成

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品の付加価値向上・輸出拡大に向け、**地理的表示（GI）**や**商標等**により**ブランドを保護・活用するモデル的な取組**を支援します。
加えて、ブランド化に役立つ**GI保護制度**の活用を進めるため、**登録申請のサポート**や、**国内外における我が国GIの認知拡大を推進**します。

＜事業目標＞

- 知的財産の保護・活用の優良事例数（100件〔令和12年度まで〕）
- GI登録数の拡大（212産品〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. ブランドの保護・活用により稼ぐモデルの創出支援

GIや商標等を用いたブランドの保護やブランド価値向上・活用の取組が拡大するよう、商標等の権利取得、ライセンス契約の締結、マーケティング等の**モデル的取組**を支援します。

また、その成果を普及し、**優良事例の横展開を図るためのセミナー等の開催**を支援します。

2. 地理的表示（GI）保護制度の活用推進

輸出等により稼ぐことを指向する多様な産品をGI申請につなげるため、**産地等のGI申請をサポート**します。

また、インバウンドや輸出に活用できるよう、**我が国のGI保護制度やGI産品の国内外での認知向上**に向けた取組を推進します。

＜事業イメージ＞

1. ブランドの保護・活用により稼ぐモデル的取組の拡大

【海外展開に向けた取組の例】

・日本の高糖度トマトのブランド名と栽培技術を商標等により保護しつつ、欧州に現地法人を設立し、商標と技術をセットでライセンスすることで、海外市場を開拓

【インバウンドに向けた取組の例】

・GI産品の緑茶の産地にインバウンドを誘客するため、最高級の緑茶と地元料理に加えて、茶畑の景色や伝統工芸（織物等）も体験できるガイド付きツアーを提供



商標等の権利取得、ライセンス契約の締結、マーケティングや商品開発等の取組を支援して**モデルを創出し**、セミナー等の実施により**横展開**

2. GIの申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築

GI申請支援

産地の申請をサポート

説明会・アドバイス



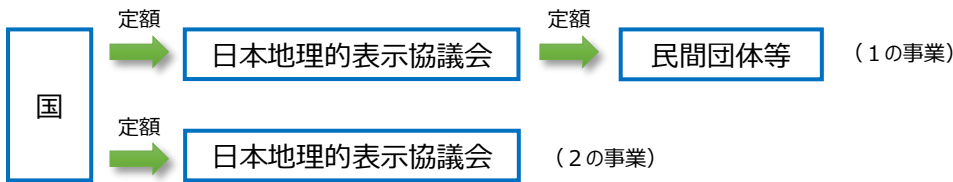
GI登録

GI活用等拡大支援

国内外への発信による認知向上



＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**、食や景観の**観光コンテンツ**としての磨き上げ、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。また、**農泊を実施した地域が輸出産地等と連携**し、我が国の食文化への関心を有する**インバウンド**による**食関連消費の拡大**を目指して「食」に特化した高付加価値なコンテンツを造成する取組等を支援します。

＜事業目標＞

- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人〔令和11年度まで〕）
- 農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

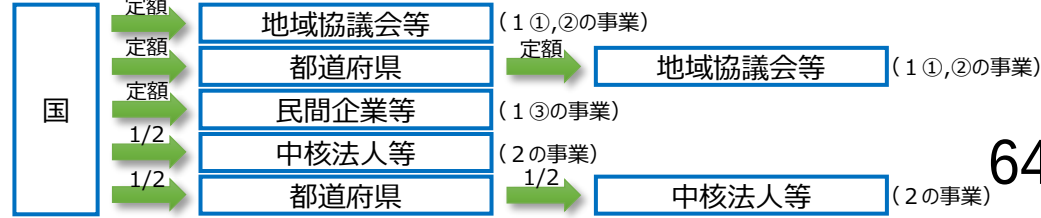
1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

- ① 農泊推進事業【交付率：定額】
 - ア 農泊地域創出：農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの造成**、**Wi-Fi等の環境整備**等を支援します。【事業期間：上限2年、上限1,000万円（年標準額：500万円）】
〔アの取組を実施した農泊地域に対して、更なる高付加価値化のため、以下を支援〕
 - イ 農泊地域経営強化：単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。
【事業期間：上限2年、上限500万円（年標準額：250万円）】
 - ウ インバウンド食関連消費拡大：輸出産地等との連携による「食」に**特化した高付加価値コンテンツの造成**等を支援します。【事業期間：上限3年、上限1,500万円（年標準額：500万円）】
- ② 人材活用事業【事業期間：①に準ずる、交付率：定額（研修生：上限250万円/年、専門家：上限650万円/年）】
- ③ 広域ネットワーク推進事業【事業期間：1年、交付率：定額（上限250万円等）】
戦略的な国内外への**プロモーション**、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**ニーズ調査**等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

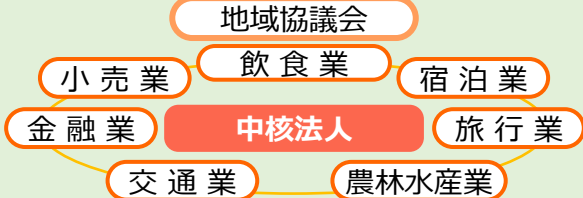
- ① 農泊の推進に必要な**古民家等**を活用した**滞在施設**、**飲食施設**、**体験・交流施設**等の**整備**を支援します。
【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間）】
＜遊休資産の改修、避難所等としての活用、複数施設（そのうち少なくとも1つは1①ウに不可欠な施設）の整備を実施する場合、上限額引上げ＞
- ② **農家民泊**等における**小規模な改修**を支援します。
【事業期間：1年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】
＜農家民宿への転換、避難所等としての活用を実施する場合、上限額引上げ＞

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成



インバウンド向け食コンテンツの造成



専門家の派遣・指導



食の高付加価値化に不可欠な内装・遊休資産を活用した施設の整備



＜対策のポイント＞

地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、漁港施設等活用事業の活用を促進するため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証、地域において海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証等を支援し、海業の全国展開を加速化します。

＜事業目標＞

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

＜事業の内容＞

1. 海業立ち上げ推進事業

① 海業推進調査事業

海業関係者間の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進していくため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等を結びつけるためのマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり等を実施します。

② 海業立ち上げ支援事業

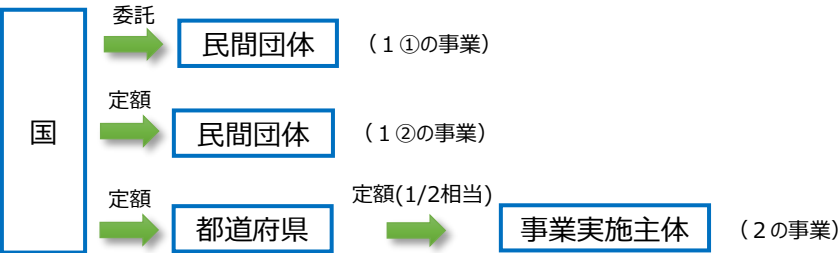
海業の全国展開にあたり、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマ（こども体験活動、「ぎょしょく」の拡大、インバウンド対応、港湾を含めた海業の展開、複数の市町村・漁協等による広域連携の取組等）に対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援します。

※ぎょしょく：魚の生産から消費、生活文化までを総合的かつ立体的に繋げる考え方

2. 海業取組促進事業

地域において海業への一步を踏み出し、海業取組に係る活用推進計画策定を目指すために必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

販路の開拓を通じ輸出の一層の拡大を図っていくため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した戦略的なサプライチェーンの構築に向けた取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. プロジェクト計画作成等支援

生産から現地販売まで一気通貫した戦略的なサプライチェーン（規制の厳しい輸出先国・地域での商流や、参入が難しい現地系商流（非日系）など）を確立するため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、戦略的なサプライチェーンの構築に当たっての課題解決のための具体的方策を含めたプロジェクト計画づくり等を支援します。

2. サプライチェーンの課題解決実証支援

1. の計画の下、コンソーシアムが行う、

- ① 生産・出荷段階の課題解決（産地の供給力強化や共同集出荷等）
- ② 流通段階の課題解決（販売までの物流効率化等）
- ③ 販売段階の課題解決（現地におけるテスト販売等）

など戦略的なサプライチェーンの構築に向けた実証の取組を支援します。

<事業イメージ>

生産 流通・輸出 輸入・流通 販売

輸出者 物流業者 輸入者バイヤー

国内外の商社等を介して連携

大規模輸出産地食品加工事業者

海外の現地販売事業者

現地のニーズ

複数産地・品目の共同集出荷など
現地ニーズを踏まえた
輸出産地・事業者間の連携

機器導入を通じた
コールドチェーンの確立

現地消費者向けの
テスト販売

<事業の流れ>



※1 中小企業等は2/3補助（2.の機器購入費用は1/2補助）
※2 フラグシップ輸出産地を含むコンソーシアム、食品企業の海外展開と一体的な商流づくりの取組は採択に際して優遇